

と云ひ得よう。人々は復の卦に於て一陽が現れる活動の初によつて天地生々の理を見ることができると説きながら、他方至靜によつて天地の理を見ることができると説くのは矛盾ではあるまいか、復の卦の初爻の一陽は便ち動なのである。どうして之を至靜と云ひ得よう。』

或人「動の上に於て靜を求めることはないのですか」

伊川先生「それは至極よい事であるのは云ふまでもないが、實際には仲々困難なことである。佛教に於ては禪定と云ふことを言つて居り、聖人に於ては止まると云ふことを言つて居る。例へば人君となつては仁に止まり、臣下となつては敬に止まるの類は即ちそれである。易の艮の卦に止まるの義を言つて、「艮其止」と云つて居る。それは其止まるべき處に止まるの意味である。これ動中に靜を求めるに外ならない。然るに多くの人は止まるべき所に止まることできない。思ふに其理由は人間は萬物の理を悉く備へて居る。であるから何かの事に遭遇した時には、心が重要であると考へるもの爲に誘出されるからなのである。で、若し能く凡ての物を各の自然の理に委して偏重しなかつたならば、心か妄動することはないのである。』

或人「喜怒哀樂未發の状態は之を靜と云ふべきでありましょうか、動と云ふべきでありましょ

うか」

伊川先生「靜と云へば間違はない。しかし靜と云つてもこの状態は空虚死物ではない。靜中自ら知覺と云ふ活があるのである。この點は容易に理解し難い點である。で、學者たるものは、先づ第一に敬と云ふことを理解するのが最もよい。能く敬をなし得たならば、この點を理解し得るであらう。』

或人「敬には如何なる工夫をしなければならぬのですか」

伊川先生「心を專一にするより以上の善い方法はなし」

この時に蘇季明は

「自分は嘗て思慮が定らないのを非常に憂へました。一事を思ふてまだ終らないのに、他事が麻の如くに生じて來ます。如何でございますか」

伊川先生「其は宜しくない。斯様に雑多な思慮が繼起するのは、事に誠實を以て當つて居ないからなのだ。で、心を專一にすることを習得すればそのような憂はなくならう。心の内の思と事業とを問はず、何れの場合でも專一にすることが肝要である。』

五十四

夢寐の間に於てさへも、自己の學ぶ處の淺深高下を卜知することができる。例へば、夢寐の間に顛倒錯亂する等は、とりも直さずその心志が確立せず操存の堅固でないことを示すものである。

五十五

門人が問ふて云ふよう。

「常に心を注ひて居ることがたとへ善であつても、之を夢に見たならば、心に害があるでありましょうか。」

先生

「夜中は心か静まり思慮を働かす時ではない。であるから、たとへ善事であらうとも、それが爲に心が動かされるのである。尤も唐突にしかも偶然に吉凶禍福の兆が夢に現れることがある。これなどは心の神靈の感應に依るのであるから、何等の害はないが、故なくして夢見るときは心の妄動に基づくのであるからよろしくない。人の心は須らく固定させなければならぬ」

い、心が思慮する時に丁度思慮させさへすればよいのである。之に反して、今の人は凡て心の働に任せて定まる時がない」

「心を固定させるように支配するものば何なのでありますか」

「心を使役し支配するものがある譯ではない。心を以て心の働を支配しさへすれば可いのである。若しも心を自由に放任したならば、すぐに亡去するのである」

五十六

「内に其志を敬すると同時に外に於ても氣を粗暴にしてはならない」(孟子公孫丑上)と云ふこの二つは、相互的に培養し合ふものなのである。

五十七

問「曾子が「言葉氣色は之を正しい心から出したならば、鄙俗に遠さかる」(論語泰伯篇)と申されましたが、心の上のみでなく言語の上にも工夫を用ひる必要はありませんか」

伊川先生。「第一には心の内を養ふて出す言語が自然に正しく理に合致するようにすべきである。それと同時に言語をも慎んで妄に發しないと云ふ點にも心を用ひなければならぬ。けれど

も之のみを主としてはならぬ』

五十八

伊川先生が釋(姓は張、字は思叔)に謂はれるに

『自分は生來元氣のない人間であつた。が漸く三十の頃に元氣が盛になり、四十、五十になつて始めて完全になつたのであつた。今年年齢七十二歳になつたが、筋骨などは盛年時代に比較して少しも衰へた處がない。』

釋『先生は生れつきが虚弱である爲に、養生を手厚くされるのでございますか』

先生は暫く點然として言はれるに

『生を忘却して只管欲にのみ従ふのは深く恥づべきことだと考へて居る』

五十九

概して心を把促することが定まらないで、外に馳せるのは、心が欲に勝つことができない不仁に基づくのである。(外書、下同じ)

六十

致知は知を培養する處に在る。知を培養するには寡欲の二字に過ぎるものはない。

六十一

心が確立して居る人は、其發する言語に手重くてしかも舒かである。之に反して、確立して居ない人の言語は、輕卒でしかも疾いのである。

六十二

明道先生

『人間には四百四病あるがどれも皆外部から身體に侵入するものである。で、之は如何ともしがたいのであるが、心は之に反して自ら操れば存し捨れば亡きものであるから、自分次第なものである。で、心の行くが儘に任ずべきものではない。』

六十三

謝顯道が明道先生に隨從して扶溝へ行つた。明道先生が或日顯道に謂はれるには、

『爾等は茲に斯ふして自分に隨從して居るのであるが、只拙者の言語を學ぶに過ないのである。であるから、心と言語とは相一致しないのだ。なぜ言語を實行に移すようにしないのであ

るか。』

そこで其方法を尋ねた。すると先生は

『まあ静坐をやれ。伊川は静坐して居る人を見る度毎に其善學を非常に稱讚したのであつた』

六十四

張横渠先生

三月の久しきに渡つて仁に違背しないと云ふ優れた地位と、漸くにして日に一度或は月に一度仁に至ると云ふ次善の地位との區別、即ち前者の仁が心の裏に在つて常に主となつて居ると、仁が一時に外から賓となつて來るに過ないのとの區別を知つて、心を勵まして勉めて其低から高きに登るよう努力して、屢々として己まないようにするのが初學者の心得るべき要點である。(文集)

六十五

人は常に心の清淨な時は少なく、混亂した時が大部を占めて居るものである。その純淨清明な心の時は視ることは明析であり、聽くことは聰明である。四肢五體は何等の羈束を用ひないで自

然に謹恭になるのである。心の亂れて居る時は之と全く正反對である。その理由は何故であらうか。思ふに其は心を道に用ひることに熱達しないで、外欲の心が徒らに盛んで道心がないからなのであり。又習俗の心がまだ去らないで、義理の心か不完全なからなのであらう。

凡人々は志意を剛強することが必要である、甚だ柔弱であつたならば、自立することができない。又時には生來喜怒の心を持ち合さない人がある。が、之も亦剛氣を得るよう務むべきである。剛強であつたならば、操守が固く、實行に決斷力があつて進取勇敢の氣象ができるのである。自分は他人に比較しては生來勇氣が強いのである。(語録、下同じ)

六十六

戲言譁動は只に事を害するのみならず、志も亦其氣の爲に動かされるのである。で戲謔しないのが、氣を正しく持する爲の一端なのである。

六十七

心を正しくするの始めは、自分の心を嚴師の如く恭敬奉持して忽にしないようにすべきである。かくしたならば、一舉一動に於ても必ず畏敬する處があつて苟くもしないのである。斯様

な態度を一二年の間も堅固に操守したならば、自然に心は正しくなるのである。

六十八

心が定まつて後始めて天理に於て明かならざるはなくなるのである。若し移易することが常であつたならば、どうして光明を得ることができよう。易には艮卦を止として居る。止つて始めて光明が生じて萬事を照し知ることができるのである。大學に於ても心が定まつてから能く慮はかるに至ると言つて居る。若し人心が動搖常なく多端であつたならば、明智を得るに由ないのである。(易説、下同し)

六十九

易艮卦の象の辭に「動靜不失其時、其道光明」とある。學者たるもの動くべき時に動き、靜かざるべき時に靜かであつて、其時を失うことがなかつたなれば、道は蔽昧の憂なくして明白となるのである。今の學者は學に従事する久しくても、其進歩發達を見ないのは、確に動靜時を得ることを識らないからである。他人が時を失して擾々として動くのを見て、之によつて己の擾亂を修めないで、自分に關した事でないとして修治の工夫を廢して居るのである。聖學の

立場から之を見ると、冥々渺邈として行く處を知らないものである。一生斯を以て通すのであれば、何によつて光明を得ることができよう。

七十

敦篤と虚靜とは仁の本である。輕妄でないのが敦篤なのである。繫縛閉礙によつて心が昏迷にされないのが、虚靜なのである。これがどうして仁の本であるかと云ふことは驟に理解し得ないであらう。之を知らうとしたならば、須らく久しく道に力を用ひて實際に體驗しなければならぬ。斯くして始めて其味を知り得よう。孟子も「仁にあつても、之に熟すると云ふことが必要だ」と云つて居るのである。(孟子説)

近思錄 卷之五

凡四十一條

改過遷善、克己復體（克己）

一

濂溪先生

君子は乾の剛健な性を體して不斷に誠の實理を存することに汲汲として努力するのである。けれども、其は其を實行せんとする過程の日常動作に於て人間に於て最も起り易い忿怒を抑止し欲念を閉塞して、善に遷つて過を改めることをなし得て始めて至り得るのである。誠の實理を體するには是より善い方法はない。惡を去つて善に進む爲に最も効果の多いこと、これに過ぎた方法はない。聖人が易を作つた意味は實に深遠である。誠の實理を得るか失ふか或は悔吝を招くか否かは日常實行の過程に生ずることなのである。しかも其間吉即實理を得るのは四つの

現象の内只一つあるのみである。この一つの吉を獲得するは仲々困難なことである。で、日常行爲は慎重にしなければなるまい。(通書)

二

蕪溪先生

孟子は「心を養ふには耳目口鼻の感覺的欲情を寡くするのが最も善い方法である」(孟子盡心下)と云つて居る。けれども自分の考へる處では、心を養ふには寡欲だけでは至境と云ひ得ない。思ふに欲望を寡くすることによつて遂には無欲に到らなければならぬ。無欲になつたらば誠の實理を確把し何事に對しても惑はない明通を得て、耳順の至境に到るのである。誠の實理を確保した人は賢人であり、明通を得た人は聖人である。(遺文)

三

伊川先生

顏淵が私欲に打克つて規範の原理に復歸する方法の簡條を聞いた時に、孔子は

「禮の規範に外れたことは視るな、禮の規範に外れたことは聴くな、禮の規範に外れたこと

は行ふな」

と教示せられた。視聽言行の四者は肉體の活動である。で、皆心の支配によつて、自己の内から外界の事象に對應するものである。が、其對象への四者の對應活動上に於て之を抑制するのは、反つて其内部の心を培養することになるからなのである。

顏淵は斯の教訓を仕事として遵奉した。是聖人に進む所以の方法なのである。で、後世聖人を學ぶものは、宜しく此訓を服膺して過たないようにすべきである。そこで自分も亦四種の箴言を爲つて服膺し自ら警めて居る。

視箴「心の實體は本と無形である。無形であるけれども、物に應じて感應するものである。けれども、又形迹の捕執すべきものがない。操れば則ち存し捨つれば即ち亡くなるものである。之が心の本質である。で、之を操存するには視を謹しむと云ふことが根本的な要綱である。若し物欲が吾視る處に交渉して來たならば、之が爲に惑はされて爲に心が之に遷移するに至るではないか。で、視ると云ふ肉體活動が外部の物欲に交渉しないように制御して、心を安定させるのである。尤も始めの間に於てはこの物欲を制して禮の規範に復歸する努力が必要である。

けれども、之を實行すること久しかつたならば、何等の努力を用ひないで、而かも違はない誠の極地に到るものである』

聽箴『人と謂ふものは、本來五常の性を享受して居る。しかも其天理に基いて純善なものである。然るに知識の誘惑により、又物欲の爲に悪化されて、本善の性に反歸するを忘れ、遂には稟受する至善の本性を喪失するに至るのである。卓絶せるあの先覺者は止住すべきところを自覺して、確實に其處に止住し得たのである。外界の邪惡を妨止して内の誠を確存したのである。規範に外れたものは聴きはしなかつたのである。』

言箴『人心の活動は之を言語によつて外部に發表するものである。で、言語の發表に當つて、其輕肆を禁じたならば、心は靜定であり得、其虚謬を禁じたならば、心は專一になり得るのである。矧んや言語は人事關係の樞機であつて、一言の惡も或は師を興すに至り、一言の善も或は和好を將來するものである。吉凶榮辱も亦言語の招く處である。のみならず、言語を發して其が輕易に夫したならば虚誕となり、煩瑣に失したならば、支離になり、放肆な言語は相手に抵觸し、不合理な言語は、豫期しない惡結果を招くものである。實に『禮の規範に外れたこ

とは言ふな』と云ふ訓は謹まなければならない教である。』

勳箴『明哲の人は一念不動の本性の幾微を知つて居る。で、思惟の上に誠を實現して行くのである。志を立てた士は、嚴正な行爲をする。で、進退の上に常に嚴肅を守つて行くのである。何れにしても、理に順從したならば、心は常に裕々として居る。之に反して、欲情に従つては心の不安危殆は免れない。で、造次も克く思惟し、戦々兢兢々として操持しなければならぬ。この工夫による修養が積習して生れつきと同様に自然の事となつたならば、聖人賢人と道を一にするものである。』(文集)

四

復の初九に『遠からずして復した。で、悔に祇ることはない。元吉である』とある。程傳にはこう言つて居る。『初爻が陽であるのは君子の道を現はして居る。復と云ふのは善に復る意味なのである。で、初九は最先の爻であり、復るに途未だ遠からざるものである。従つて初爻が復るのは遠らずして復ることになる。一體復ると云ふ以上善の道に失して始めて復るのである。過失がなかつたならば、復ると云ふことはあり得ない。この爻は過失はあるけれども、失する未

だ遠からずして復るのであるから悔に至らないで、大いに善であり而かも吉であるのである。顔子は心に過の幾が現れると行爲に至らない先に直ちに之を改めたので、形の上に顯れた過はなかつた。であるから、孔子は「顔氏の子は道に庶幾い」（易繫辭傳）と批評されたのである。そこで、彼は悔に祇ることはなかつたのである。と云ふのは、彼は過ちをまだ形の上に顯れない裏に改めたのであるから、其處に悔ると云ふことがどうしてあり得よう。

又彼は勉めないうで道に中り、欲する處に従つて矩を踰へないと云ふ聖處に到つて居なかつた。従つて彼は過失を持つて居る。けれども彼は賢明であり剛毅であつたから、たとへ微少でも不善があつたならば、未だ嘗て其を知らないこともなければ、知つた以上其を改めないこともなかつたであるからこそ、彼は悔に至ることはなかつた。是即ち遠らずして復つたのである。凡そ學問修養の道は他の方法があるのではない。唯其が不善であると知つたならば、速に改めて善に従ふと云ふことだけである。（易傳、下同）

五

晉の上九に「動物の角のある處、即ち最上位まで晉んで居る。之を以て邑の惡人を伐つたなら

ば、たとへ嚴厲に過ぎて、何の咎もない。けれども其は正しい道からは離れて居る」とある。程傳にはこう言つてある「人が自分自分を治めるのに、この爻が陽爻を以て爻の上に居る如く窮極の剛毅を以つて居たならば道を守る愈々固くなる。又この爻が卦の終極に居る如くこの上もない進取の態を取つたならば、善に遷る愈々速かなるものがあるのである。この剛進の極は誤つて一步を進めんか、過誤を生ずるに至るのであるが、唯自分自身を治める（邑人を伐つに喩ふ）場合に於てのみは、たとへ嚴厲に過ぎて吉であり且何の咎もないのである。嚴厲は決して中和の道ではないけれども、自分を治める場合には反つて効果のあるものである。たとへ上九の徳は自治に於て効果があつても、中和の徳ではない。是が真正の道に於て不充分である所以である。」

六

損（卦の名）とは、過ぎたるを毀損して中道に就き、浮華末節を毀損して本來の質實に歸る意味なのである。天下の害惡一として末節が反つて本質に勝つた結果でないものはない。莊大な高屋彫牆も本は質素な宮室なのである。酒池肉林も本は飲食に外ならない。淫酷殘忍も本は刑罰

に始まり、兵を窮め武を慢るのも、本は征伐に始まるのである。凡そ天下の過美な欲望満足も本は唯生活の必要から来たもののみである。然るに其流弊の遠き反つて害悪となるのである。先王が其本質的な宮室制度を作つたのは、皆天理に基いて居たのである。然るに後人が末節浮華に流れるのは人欲に外ならないのである。で、損の意味は結局人欲を毀損して本然の天理に復歸する意味に外ならないのである。

七

夬(卦の名)の九五に「莫陸(草名)の決裂し易きが如く、この九五の爻が上六の陰氣を夬去することを決行したならば、中正の道に合して咎はない」とあり、象傳に「中正の道に合して咎はないと云ふのは、中正の行がまだ光大でないからだ」と謂つて居る。程傳には之をこう言つて居る。「一體人の心が正しく意が誠であつたならば、能く中正の道を窮め得て、充實した光輝あるものである。九五の本心は上六と云ふ陰に比親して居るけれども、其は義の正しきを得たものでない」と云ふ處から強いて之を夬去する。其行たるや勿論中正の道に合して居るからして咎なきを得るのであるけれども、中正の道の光大なものとは謂はれない。蓋し人心に於てたとへ

微塵でも欲求する處があつたならば、忽ち道を離れるものである。孔子がこの夬の九五に於て人に示教される意味は深遠である。

八

節の卦は兌下坎上である。兌は説ホコロであり、坎は險である。險に向つては進み得ないから止まらなければならぬ。説ぶに方つては流れ易いものである。が、この説びに方つても能く節止すると云ふのが節の意味である。

九

節の九二は不正の節である。一體節とば其體剛健でしかも中正でなければならぬ。怒を懲し欲を望き過ぎたるを損して中正に歸するが如き是である。是が節の本來の意味である。然るに必要を節約する吝嗇の如き、或は必行を節約する怯懦の如きは不正の節である。

十

人として克伐怨欲の人欲が絶無であることは唯聖人だけが能くし得ることであつて、到底一般人の成し得ないことである。けれどもたとへ斯様な人欲があつても、能く之を制御して行はな

いようにするのは、これ亦可成に困難事に屬する。これを仁と謂ふことはできないでしようか。」
〔論語憲問篇〕と原憲が問ふた時に、孔子は、「成る程其は困難な事ではあらう。其を成し得る人は優れた人に相違ない。けれども、其が仁であるかは自分は知らない」と答へられたのは、原憲に對する深い意味の籠つた教なのである。(經說)

十一

明道先生、

本然の氣理の心と、外界の誘惑によつて誘發される欲望とは常に相争闘して居るものである。で、只この二者の消長多少によつて其處に君子小人の差別が生ずるのである。義理の心が漸く多くなる時に自然に欲望は消散して少くなる。これが消散し盡した人が大賢人なのである。(遺書、下同じ)

十二

或人「何人と雖和柔寛緩の美德を持つて居ないものはない。けれども、實際事に臨むに當ては之を忘れて暴厲な言語動作をするようになるものであります」

先生「其は志を把持して客氣に打克ち得ない爲に反つて客氣が志を動かすからなのである。能く志を持したならば、其が客氣に打克つことができるのである」

十三

何人も計較の小智慮を除去し得ないのは、只其に係吝して居るからに外ならない。小智慮に係吝せられて居る間は浩然の氣は生れて來ない。

十四

忿怒の情が起らないようにするは仲々困難なことであり、恐怖しないようになるのも亦困難である。けれども、忿怒の情は利己的な考に基いて居るから、其を打破れば、起らないようになるものである。又恐怖は對象を理解して居ないから起るものであるから、外界現象の物理を明かに知りさへすれば起らないようになるのである。

十五

堯夫(邵康節先生)は詩の「他山の石以て玉を攻むべし」と云ふを解して斯様に言つて居る。
「一體玉とは溫潤緻密な質のものである。之を磨くに同じ玉を持ち來つて兩玉相磨しても磨琢

し得るものではない。必ず粗礪な質の石を以て始めて磨き得るのである。君子の進徳に就ても同様に言へる。譬へば、君子と小人と共に居る場合に、君子は小人に侵陵される時には殊更に其身を修省し又嚴に之を畏避するのである。のみならず他方更に進んで、心を動かすに苟しくもせず、性を忍んで敢て輕舉せず、其能くせざる處を增益して外惡の浸入を豫防するのである。斯様にして始めて進徳の業が日に益々進むのである。

十六

目が鋭尖な物を見た時は畏怖するものである。けれども其恐怖は謂れないものであるから、其儘にして置くべきでない。之に打克なければならぬ。其には室中に澤山の鋭尖物を並べ置いて之に習熟し、尖必ずしも人を刺すものでない何等恐るるに足らないと道理によつて理解すべきである。

十七

明道先生

自分より上位者と下位者とを責めて、中間己のみを寛恕するは、自分の職分を忘れて人の憂を

憂ふるものである。斯様な人にどうして進徳があり得よう。

十八

己我の見を捨てて他人に従随すると云ふことは仲々爲し難いことである。と云ふのは、己我の見は云ふまでもなく自分自身の持つて居るものである。であるから自分に取つては可成強く己我の見を捨てたと思つても、尙己我を固守し、容易に人に従はない懼のあるものである。

十九

阜陶の九徳（書、阜陶謨に出づ）は何れも皆中庸を得た立派な徳である

二十

飢て食ひ渴して飲み、冬寒にして裘を纏ひ夏暑くして葛を着るは、人生の自然で我々の爲さなければならぬ職分である。然るに其間私吝の心によつて口腹の慾を極め身體の美を致さんとするが如きは、貴き天の賦へた職分を廢毀するものなのである。

二十一

自分が或時「田臘は嘗ては好きであつたが、今日では餘り好かない」と言つた時、周茂叔先生

は、「口の先だけでは何とでも言へる、又何時好きにならないとも限るまい。今では唯其好み
が、心の底深く沈潜して居るだけである。」と謂はれたが、其後十二年田臘を見て果して好きな
心が除け切らないのを知つたことである。

二十二

伊川先生

凡そ人たる以上何人でも、肉體を持つて居る。肉體を持つて居る以上利己の欲望があるのは免
れない。道と一になり難いのは尤もなことである。

二十三

自己に過失があつたならば、自己を罪し躬を責めることをしなくてはならない。けれども其は
改めれば其で可いのであつて、決して胸中長く歎悔の念を留めて、心を凝滞させてはならな
い。

二十四

敢て沈溺に至らなくても、欲の一念念頭に雲起して對象に向つて馳せたならば、其は即ち欲な

のである。

二十五

明道先生

子路は他人が彼の過を告げた時には、喜んで之を聞いたと云ふことだ。この點に於て彼も又百
世の師である。

二十六

門人「性急な話方をする人は、其人の氣質がまだ定つて居ないからではありませんか。

「そうだ。だから落附くように習熟すべきだ。其結果自然に緩漫になるようになつて、始めて
其性急な氣質が變るようになるのである。凡そ學問修養は性來の氣質を矯正し得て始めて功果
があるのである」

二十七

門人「不遷怒。不貳過。」(論語雍也篇)と云ふのはどう言ふ意味でありますか。語録に甲に
對する怒を乙に遷さないとありますが、是で可いのですか」

伊川先生「それで可いのだ」

門人「これで可いのであれば、極めて容易なことである。敢て顔子を待つて始めて能し得る程のことではないではありませんか」

伊川先生「其は大雑把な考へ方だ。諸君は直ちに容易であると云ふけれども、これがどうして容易であらう。これ程困難なことはないのだ。で、先づ如何なる理由によつて怒を選さないのであるかを理會すべきだ。例へば舜が四凶を誅した場合の如き、舜は怒其物には何の關係もないのだ。と言ふのは、舜は怒るべき事象が外界にある其に因つて怒るだけであつて、聖人の心には本來怒りなるものはないのである。譬へて言へば、聖人の心は明澄な鏡だ、美來れば美しきを現はし、惡來れば惡しきを現はすだけである。鏡自体にどうして好惡があらう。

一般世人が、室に怒つて市に至つても尙顔に怒色あるは言ふまでもない。よしそうでなくとも一人に對して怒つて、更に他人と話をして怒れる顔色なきを得るであらうか。勿論中には、一人に怒つて別人に怒りを遷さないものもあらう。之とても自然のままではなく、能く義理を辨知して耐忍して斯くの如くなり得るのである。然るに聖人に至つては未だ嘗て怒らないので

ある。この聖境に至るのがどうしてそんなに容易なことであらう。

一體君子は自分が主となつて外界の事物を驅使するけれども、小人は外界の事物に驅使されるのである。で、今或は喜ぶべき或は怒るべき事象に面晤して、一分の意志と雖牽引されて其に隨從するなれば、之又動かされたのである。聖人の心に至つては平靜湛然止水の如くであつて、一毫の喜怒も自分に關はるものはないのである。』

二十八

視聽言動の活動の中、視る活動は他の何れよりも最先のものである。禮の規範に外れたものを見る時は、所謂開目忽ち錯ることになるのである。次には聽、次には言、次には動である。先後の次序がある。この凡ての活動に於て非禮の私欲に打克つたならば、心廣く體胖ユキカであつて、仰で天に愧ぢず俯して地に忤づる處はない。其悅樂は言ふまでもあるまい。けれども、非禮私欲に打克つに少しの間斷でもあつたならば、この悅樂はなくなるであらう。(外書、下同じ)

二十九

聖人は自分が他人の言行を感受する場合には、厚く自分を責めるけれども、他人が自分の言行

に應受する場合には、自分に對するが如く嚴に責めはしない。

三十

謝子(名は良佐、字は顯道、上蔡の人)が別離する一年にして、往て伊川に會つた。

伊川「一別以來一年、其間どんな工夫を積み得たか。」

謝氏「別に之とてありませんが、唯一箇の矜と云ふ惡徳を除く工夫をしただけです。」

「とは又何故か」

「仔細に自分の心を點檢しましたが、凡ての病弊は皆茲に在ります。で、若しこの罪惡を按伏し得たならば、其處に始めて向上進歩があらうと思ひます。」

其處で伊川は點頭いた。因つて列坐の同志に語つて謂つた。「この人の學問の仕方こそ、實に切に問ふて近く思ふものである。」

三十一

張思叔が僕夫を罵詈した。伊川は其を見て「何故心を振り起して怒氣を忍ばないか」と言ひ聞かした。思叔は慙ちて謝した。

三十二

「人の善行を見ては己も亦是に等しからんことを思ふ」(論語里仁篇)と孔子が謂はれたが、爲すあらんとするものは又斯の如くするのである。又「人の不善を見ては反つて自分の内心を反省する」(前に同じ)と云はれた。蓋し不善は己の内に有つて居るものなのであるからである。

三十三

横渠先生

「氣の本は湛然純一なものである。これが働いて外物を攻取しようとするのは氣の慾である。口腹が飲食を求め、鼻口が臭味を慾するのは、皆氣の攻取性に外ならない。徳を知る君子は斯様な習性に支配されないで、唯足るを知るのみである。嗜慾によつて本心が累はされない。小であり又未である欲望によつて、大であり本である心を害喪しないだけである。(正蒙下同じ)」

三十四

惡である以上たとへ繊細な惡でも之を除けば、本然の性を全くし得よう。惡と知り乍ら之を除

去しなければ、たとへ其性が善であつても、必ず粗雑である。

三十五

不仁を惡む（即ち義によつて不善を制して行く）ならば、如何なる不善でも之を知つて不善を行はないようになるであらう。之に反して、唯仁を好むと云ふだけで、不仁を惡まなかつたならば、習ふ處に於て察知し得ざる場合があり、行ふ處に於て明かならないものがある。であるから一方的に只善を進み行ふと云ふだけでは、未だ義を盡しては居ない。又一方的に是を行ふと云ふだけでは、まだ仁を盡しては居ない。仁を好むと不仁を惡むと兩立して、始めて仁義の道を盡すことになるのである。

三十六

人を咎めないで自分自身を反省するには、自分以外の天下の何人にも何物にも不合理があるのではなく、自分に不合理があるのだと悟るのが最も大切である。學問は人を咎めないで自分を咎めるようになるのが至處である。

三十七

心を道に潜めながら早々として他慮の爲に牽引されるものがある。これは氣の働によるのである。舊習の氣が纏繞して之から洒脱し得なければ、如何に心を學に潜めても畢竟何の益もない。唯舊習を樂しむに過ぎないのである。

古の人は朋友と琴瑟と書籍とを得て常に心を之に置いて養はんと欲した。就中朋友からは益を得ること最も多いのであるから朋友が遠方より來るを樂しんだのである。（横渠論語說）

三十八

輕侮を矯正し、怠惰を警めて行け。（語錄、下同じ）

三十九

仁を成し擧げた人のないのは既に幾久しいものである。其は各人各其好嗜する處に陥るからである。思ふに何人も利欲の心を有つて居ないものはない。この利欲の心が學問修養と正反對に背馳するからであらう。要するに欲望を寡くするのが最緊要事である。

四十

君子の行は通柔である。けれども、必ずしも他人の誹謗を畏れて斯く甚だ柔弱な態度を採るの

ではない。瞻視の末節に至るまでも亦節度があるからである。一體氣象の高ぶつた際には高い處を見、心柔和な時には低處を見るものである。で、國君を瞻視する場合には紳帶の中を離れてはならないのである。學者たるものは其高邁な客氣を除去すべきである。其爲人に於て矜高の病があつたならば、學に於て深く進むことはできない。堂々たる氣象の張子は曾子と並び仁を爲し得なかつたのである。

思ふに眼は人が常に用ひる處であり、且心の態度を外部に表示するものである。で、之を逆に着視點の高下によつて自分を試察して見よ。自分の心の敬謹と傲高とは必ず其處に現れて居る。着視點を低くせんと欲するのは、只其心を和柔にせんが爲に外ならないのである。心が柔和であつたならば、他人の言を聽いて必ず敬信で敢て怠慢はしないであらう。

吾々が朋友を有つのは決して燕安の爲ではない。其によつて仁を輔佐するが爲に外ならない。然るに現今の朋友は互に其善柔なものを選んで相交り、或は肩を拍ち或は袂を執つて互に意氣投合したと考へて居る。然るに一言相合致しなかつた時には、互に怒氣を以て相待つに至るのである。これが果して已に益あるものであらうか。朋友の交際は宜しく互に謙讓して倦まさら

んことを望ましいのである。であるから、互に敬を主として交るものは、日々に相親しんで、効果を齎らすこと最も速かである。

仲尼は嘗て『この童子が居るべからざる席位に居り又先生と並び行くのを見ると、自分に從つて益を求めんとするものでなくて、速かに成らんことを欲するものだ』(論語憲問篇)と謂はれた。であるから、學者は先づ第一に溫柔であるべきだ。溫柔であれば、よつて學は益々進み得るであらう。詩に『人にして溫々恭敬なるは、徳に進むの基礎だ』と謂つてあるのは思ふに恭敬によつて人から受ける益が多いからなのである。

四十一

今世は家庭に於て學を講じない爲に、男も女も幼少の頃から驕情で、天賦の本性を破壊し盡すのである。成長するに及んでは益々凶狠となるのみならず、子弟の道を少しも教へないから其親に對してすらも、敢て自分を主張して屈服しない。凡の病根は茲に植えつけられ、又居る處に隨つて増長して死に至るまで舊態依然少しも改めないのである。であるから、子弟となつては洒掃應對に安んずることができぬ、朋友に對して卑退することができず、官所にあつても官

長にも下らない、宰相となつては天下の賢者に下ることを知らない。甚しきは一向に私意にのみ従つて却て義理を喪失してしまふに至るのである。斯様になるのも只驕情の病根を除去せず、居る所に随ひ接する處に随つて病根を益々増長させたからである。であるから、事々物々に當つてこの病根を消耗し盡すべきである。かくしたならば天賦の義理が克つであらう。

近思錄 卷之六

凡二十二條

齊家之道（家道）

伊川先生

人の弟たり人の子たるものの務むべき職は孝悌である。孝悌を行つて猶力に餘裕のある時に始めて文を學ぶべきである。其職を修めないで文を急にするのは己が爲にするの學ではない。

（經解）

二

孟子は「親に仕ふるに於ては、曾子の如き仕へ方はまあ可い」（孟子離婁上）と謂つて居るだけであつて、此以上立派なものはない、これで充分過ぎると考へて居るのでない。で、思ふにお

前がなし得る處は、敢て曾子以上に及ぶとも皆爲すべき所である。(易傳、下同)

三

母に若し過失あつて子として之を治める場合には、嚴格にすべきでない。特に母は女子であるから、子として之に對するには、柔和遜順に之を輔導して、義に合せしむべきである。若し不順なるが爲に反つて事を敗るに至つたならば、其は子供の罪である。母の意に逆はないで輔導する方法はないことはないのである。然るに剛直の道によつて遽々然として矯拂したならば、母子の恩を傷ること大である。どうして其意見が受け容れられよう。唯己を屈し意を下して柔順に従つて、母の身を正し事を治めさせるようにするに在るのみである。剛毅の臣下が柔弱なる君主に事へる場合に於ても同様に謂へる。

四

蠱の九三の爻は陽爻なるが上に剛位に居る。けれども剛が中庸を過ぎて居る。であるから、少しく悔あることになるのである。又一方蠱の下體は巽であつて、選は順を意味して居る。九三は其中爻であり陽を以て剛位に居るのであるから居位は正しい。で、大咎なきを得るのである。

けれども既に少悔があるのであるから、善く親に仕へるものではない。

五

父子兄弟夫婦の間の人倫の條理を正しくし、又其間の恩愛を篤くするのは、家人の卦の原理である。

六

人として誰でも家庭内に於て骨肉、父子の間在つては、感情が禮の條理を越へ、恩愛が義の正道を奪ふのが一般の状態である。唯剛直の人のみが能く私愛によつて義理の正道を失はないのである。で、家人の卦に於ては大體に於て剛を善として取扱つて居る。

七

家人の上九の爻辭に家を治めるには威嚴がなければならぬと説明して居る。孔子も亦戒めて先づ第一に其身を嚴にすべきであると謂つて居る。實に自分自身を處するに嚴でなかつたならば、家人は怨んで服従しないであらう。

八

姉妹の九二は、幽貞を守つて夫婦常正の道を失はないものである。世人は夫婦の道は媒妁を以て常と考へて居る。であるから、貞正を以て反つて常正の道に反したと考へ、これが常久の道であることを知らないのである。

九

世人は多の場合に婿の選擇は之を慎重にするけれども、婦の選擇は之を忽諸に附して居る。然るに實際は婿は容易に見得るけれども、婦は容易に見難いのであるから、婦の選擇こそ慎重にしなければならぬのである。のみならず、婦の良否は繋る處大で一家の盛衰の源である。どうして忽諸にすべきであらうや。(遺書、下同じ)

十

父母が既に没して居たならば、自分の誕出日には悲痛平日に倍すべきである。どうしてかへつて張酒燕樂によつて樂をなすに忍びようや。宜しく差控ふべきである。父母共に存し居るものは此限ではない。

十一

門人「先生の御選の明道先生行狀に「天賦の本性を盡し窮め、天道に合一する根本は、孝弟にある」と謂はれてありますが、どうして孝弟が本性を盡し天命に合一する本になりますか」
伊川先生「後人は性と命とは共に孝弟とは別事であるように説いて居る。けれども、性命と孝弟とは只一連続の事であつて、孝弟の中に就て本性を盡し天命に合一することができるのである。あの洒掃應對とも亦一連続の事であつて、其間本末もなく精粗もないのである、然るに後來の人は性命を説いて別に高遠なものとしてしまつた。で、茲に孝弟を擧げたのは、非常に近切なものに就て言つたのである。今世の人と雖孝弟の人がない譯ではない、然るに本性を盡し天命に合一して舜の如く王季の如くないのは、孝弟を行ひながらも其が性命と一連続のことであるを知らないからなのである。

十二

門人「第五倫(第五は姓、倫は名、字は伯魚、後漢京兆の人、後漢書列傳、及小學に見ゆ)は自分が兄の子の病の時には一夜に十度起きたけれども、退て安眠することができた。けども自分の子の病の時には夜中一度も起きなかつたにも不拘安眠し得なかつた事に就て、自ら之を評し

て利己的な私欲に依るのだと謂つて居るが、どんなものでございましょう。』

伊川先生『彼は安眠し得たか或は得なかつたかに就て公私の情を論じて居るのであるが、自分から見ると、十度起きたと一度も起きないと云ふ處既に私意である。一體親子の愛情は本と是れ一點私欲のない純真な感情である。然るに私子の爲には忍んで起す、兄の子の爲には務めて起きると云ふ些心を用ふるのが即ち私意である。』

門人『己の子と兄の子との間には、之を愛する上に就て間てあるべきでしょうか。』

先生『聖人が法を定めて兄弟の子は子の猶くすと云はれた。したならば聖人は吾子と同様にすることを欲したのである。』

門人『けれども其間には、天性上自から輕重があるのであります。したならば差別がありそうに思へます』

先生『孔子が「父子の間の道は天性である」(孝經)と謂はれたが、それは只孝の上に就て説かれたから斯様に言はれたのである。けれども亦君臣、兄弟、賓主、朋友の類もどうして其が天性でなからう。今人は凡て概観しただけで、深く由來する根本を討究しないから、斯様な短見

を抱くのである。己の子と兄の子と其間幾何の違があるか、同じく父から出たものである。只其が兄弟形を異にするだけの爲に、兄弟を以て手足の親として居るではないか。然るに人多く形を異にして居るが爲に自分の子を親しむこと兄弟の子に親しむのとを異にして居るのは、甚だ不是である。』

門人『けれども孔子も亦公冶長が南容に及ばないから、兄の子を南容に妻し己の子を公冶長に妻はしたではありませんか』

先生『それは己の私心を以て聖人を觀るものである。一體人の思惑を避けるのは、自分に私心があるからである。聖人は公明純一である、何んで人の思惑等を避けようや。凡そ女を嫁するは各其才を計つて配偶者を決めるものである。或は兄の子が其才甚だ美ならざる場合には、必ず其相當な相手を選んで配偶者とし、己の子が立派な才を有つて居る場合には、必ず其相當な相手を選んで配偶者とするかも知れよう。どうして人の思惑等を避けようや。孔子の場合の如きは、或は年が釣合はなかつたのであるかも知れず、又時に前後があつたのであるかも知れない。其等の事情は全然解らないが、何れにしても孔子を以て人の思惑を避けたとするのは大い

に間違つて居る。人の思惑等は賢者でも敢て考へないところである、況や聖人に於ては言ふまでもなし。

十三

門人「寡婦は道理上娶るべきものでないように思ひますがどんなものでしょうか」

先生「そうだ、その通りである。妻を娶るのは自分の身に配するが爲である。若し再嫁せんとするが如き節を失つたものを取つて身に配したならば、己自身も亦節を失うに至るのである。」
門人「若し孤子寡婦共に貧窮で依託すべきものがない場合には、寡婦でも再嫁してよろしいように思ひますが——」

先生「今後衣食に窮して餓死する恐ある處から斯様な考へが出て來るのである。が、餓死は事極めて小である。節を失するは事極めて大である。」

十四

病氣に罹つた場合に之を庸醫に依託するのは、子に於ては、不孝に比敵し、親に於ては不慈に比敵するのである。で、親に事へるものは、醫學を知らなければならぬ。(外書、下同じ)

十五

程子の父の葬送に周恭叔(名は行己、永嘉の人、程子の門人)をして客の接對をさせた。客の中に酒を求めるものがあつた。其處で恭叔は先生にこのことを告げた。先生は「酒等を飲むと云ふ罪惡に人を陥れるな。」と言はれた。

十六

乳母を買ひ取るのは(其子と共に買取るを例とす)大抵の場合已を得ないからである。即ち自分に授乳し得ない場合には乳母にさせなければならない。けれども自分の子を養ふ爲に人の子を殺すのは道ではない。であるから已むを得ない時には二人の乳母を買取つて三人の子供を養はしたならば、不虞の變にも備へることができる。時には乳母が病氣になつても、死んでも、事を缺かないのみならず、自分の子の爲に人の子を殺す憂がない。唯だ費用が嵩むだけである。費用が嵩むけれども不幸にして人の子を誤つて殺すと害はどちらが大であるかは云ふまでもなし。

十七

吾父大中大夫、諱は珣、字は伯温と云ひ、前後五度子を官に就かしめることを得て、諸父の子孫を公平に官途に登した。親族中の孤女を嫁がせる場合には、必ず盡力を吝しまなかつた。得る處の俸祿は以て親戚の貧者を贍はした。吾伯母（父の兄弟の妻）が寡居して居た時には、至れり盡せりの孝養を盡した。其女（從女兒）の夫が死んだ時には、從女兒を迎へて歸り、其子を教養すること自分の子又は姪と同様にした。其後女兒の女が又寡婦となつた時に、公は女兒の悲みを思ひ遣り、其女を連れ歸つて嫁入らせた。時に先公は小官であつて俸祿極めて薄かつた。にも拘らず克己して人の爲に盡した。仲々爲し難いことであると誰もが感心した。父は一方慈悲深くあつたが、又極めて剛斷であつた。で、平常幼者賤人と與に居つて其心を傷けることあらんを恐れてる程であつた。けれども義理を汨すことがある場合には、少しも假借する處がなかつた。左右使令の人に對しても、一日として彼等の飢飽寒煖を察してやらない日はなかつた。侯氏を娶られた。侯夫人は又舅姑に事へて孝謹を以て稱せられた。父と相對する時は賓客に對する如く威儀を正しくせられた。父は其の内助に頼り禮敬最も至れるものがあつた。而かも夫人

は自らを處するに極めて謙順であつた。たとへ一些事と雖も獨斷で計らふことはなく、必ず父の命を稟けて後行つた。仁恕寛厚で諸庶子を受撫する我子と異らず、從叔の幼孤夫人に目を掛けることも自分の子と等しかつた。家を始めるのに法があつて、嚴に傾かないで、而かも整つて居た。奴婢でも之を答朴するを喜ばず、幼少な男僕女僕を視るにも兒女と等しくした。自分の子が彼等を呵責した時には「貴賤の別はあつても同じ人間ではないか。御前等はあの年頃にこの事ができたか」と戒められた。父が怒られた場合には何時でも召使の爲に寛解の勞を吝まされなかつた。けれども、子供に過があつた場合には少しも隠さないで、常に「子供が不肖に成るのは、母が其過を掩蔽して父に知らさないからである」と謂はれた。夫人に男子六人あつたけれどもも存するものは只二人だけである。其慈愛は極めてよく行届いて居た。然し子を教へるには少しも假す處はなかつた。子供がまだ讎數歳の頃には若し歩行中に跪れると、家人が急いで抱き起し驚啼するのを恐れるのが一般である。然るに夫人は「御前が若し落着いて居りさへすれば倒れはしないのだ」と云つて何時も呵責せられた。飲食の時は何時も子供を自分の側に坐らせた、若し鉢中の美を調べたりなどをすると之を叱止して「幼少の頃既にその様に欲望を稱

へようとして、成長してからどうするのだ」と戒められた。吾々子供はたとへ召使と雖悪言を以て罵り得なかつた。で、吾々兄弟が平常飲食衣服に於て何物でも擇ぶことをしない、又人を悪罵することもないのは、決して生來ではなく母の教訓の賜であつた。人と争をした時にはたとへ吾々の方に理があつても「相手に屈服し得ない自分の剛情を悲め、決して剛情を押し通し、ないのを悲しむな」と教へられた。稍長じてからは立派な師友と交遊させた。貧窮して居る場合でも、客を招待することがある時は喜んで準備をせられた。侯夫人は七八歳の時「女子は夜に當つては外出しないものだ。強て外出する時には必ず明燭を乗るものだ」と云ふ古詩を誦した。其後は日暮後は房間に籠つて出でなかつた。成長の後は文章を好まれた。けれども辭章を作ることはなかつた。世間の文章筆札を以て人に傳へる婦女子を見る時には、大いに善くないことであるとして居られた。(文集)

十八

横渠先生が嘗て謂はれた。

「親に奉事すると、祭に奉仕するだけでは、どうして人にさせることができよう。」(行狀)

十九

舜が親に事へて悦ばれなかつたのは、舜が悪いからではなく、父は頑に母は嚚で並外れて人情なしであつたからだ。けれども、普通一般人の場合では、兩親の愛憎が理に害あるのでなかつたならば姑らく之に順ふべきである。

親の喜ぶ舊友人は、力めて招致して親を悦ばすべきだ。凡そ父母の賓客に對しては務めて接待應すべきである。資の有無を算へるな。のみならず、親に奉養する時には親に其勞苦を知らしめるな。容易でないのを見せると反つて苦しく思ふからである(横渠記説)

二十

斯干の詩に「兄弟は互に相愛して、互に猶するな」と言つて居る。猶とは眞似する意味である。其詩の意味は、兄弟の間はたとへ相手に善くない點があつても其を眞似しないで、自分の盡すべき恩愛を施せと云ふのである。人情は一般に酬ひられなければ好意を示すことを止めるものである。兄弟の間の場合に斯様なことがあつては、恩愛を全くすることができない。たとへ相手に缺點があつても、自分の施すべき恩愛だけは施すべきである。(横渠詩説、下同じ)

「人として周南召南の詩を學ばなかつたならば、丁度牆に正面して立つて居て一步も踏み出すことができない様なもので、何事もなし得ないのだ。」(論語陽貨篇)自分は常に深くこの言を考へて居るが、全く其通りである。先づこれから行はなかつたならば諸事膠着して進み得るものでない。思ふにこれより至親至近なものはない。であるから、先づこれから始めるべきである。

僕婢の如き賤しいものでも始めて來た時は本と勉々の敬心を持つて居る。であるから、來た處の人が更に提携誘導してやつたならば一層謹しみ深くなるのである。然るに之を慢にしたならば、其本心を棄て去るものである。即ち習慣が性質となるのである。任者も治朝に入れば徳日々に進み亂朝に入れば徳日々に退くものである。であるから、任者は其上位者に學ぶべき點があるか、ないかだけは観るべきである。(語録)

近思錄 卷之七

凡三十九條

出處進退辭受之義(出處)

一

伊川先生

賢者はたとへ下にあつても、どうして自ら進んで君に任用せられることを求めようや。苟しくも自ら進んで求めたならば信用される譯がない。古の人は人君が敬を致し禮を盡して招くのを待つて、始めて之に應じたのは、決して自らを尊大にせんが爲ではなかつた。思ふに、君主が有徳者を尊び道を樂しむこと斯様に禮を厚くし得る程でなければ、底到共に爲す有るに足りないからなのであらう。(易傳、下同)

二

君子か仕ふべき時を需つて居るのは、自薦するのではなく、安靜にして自己の分を守つて居るの

である。たとへ心に仕ふべき時を須つて居ても、恬然として其儘で身を終らんとするが如く、強て求めはしない。それは不拔の道念を有つて居るからである。たとへ身は山巖屋壁に靜退して時を待つて居ても、志の動搖止まないのは、不拔の道念を確保して居ないからである。

三

比吉原筮元永貞無咎(比卦)の程傳は斯様に謂つて居る「人々が相比親するには、必ず相比親すべき道がある。苟しも其道に據らなかつたならば必ず悔吝がある。であるから、其相比親すべきものを推原占決して親しむのである。親しむ所元永貞の三徳を得て居たならば咎はない。元と云ふのは君長となる徳あるを謂ひ、永とは常久であり得る意味であり、貞とは正道を得る意味である。で君主が臣下に比親するには必ずこの三者を有して居り、下が君主に比親するにもこの三者を求めたならば、咎なきを得るのである。」

四

履(卦の名)の初九に素履、無咎とある。程傳には「一體貧賤の素に安んじ得ない人は、其進むに當つは其行爲は貪躁である。」と云ふのは、只其貧賤を去らんとすることのみに急であつて、

何等爲す所あらうと欲するのでないからである。であるから、進みさへすれば驕逸になるのは確である。故に其動に當つて必ず咎がある。之に反して、賢者は安んじて貧賤の素に居る。其の地位を樂んで居る。其進むに當つては大いに爲す所あらうとするのである。で、其進むに於て爲すところあつて何等の不善もない。若し富貴の地位に進まんと欲する心と、道を行はんと欲する心とが心の中に交戦して居たならば、どうして貧賤の素に安んじて居ることができようや。

五

大人は時否塞して志を得なくても、自らは正節を守つて、敢て小人の群類に雜亂しない。即ち一身上に於ては否塞して通達し得ないのである。けれども、道は亨通するのである。で、否の卦の六二の爻に「大人は否にして亨る」とある。道を以てしないでたとへ一の身上に時を得ても道は行はれるものではないのである。

六

正しきに隨へば邪に遠かり、非に隨へば是を失ふのである。正(九五の爻)に従ふと同時に邪

(初九)に従ふことはできない。で、隨の六二の爻辭に「初九と關係を結べば九五を失ふのだ」とあり、象辭に「兩者を兼ね與にし得ないのだ」と云つてあるのは、正に従ふには專一にすべきを戒めたのである。

七

君子の修飾する所、即ち義を行ふことは、世俗の人々の羞じて爲ない處である。之と反對に、世俗の人々の貴ぶ所、即ち勢位は君子の賤しむ所である。で、賁の初九の爻辭に「むしろ趾(義行)を飾つて、車(勢位)を捨てて徒行するのだ」と云つてある。

八

蠱の上九に「時に遇はずして王侯に事へず、自ら高潔な志を守つて居る」とあり、象辭に「王侯に事へない其志は立派に模範となすに足るものだ」とある。程傳にはこう謂つてある。

「士が自ら高潔な志を守るのも一様ではない。道德を抱懐しながらも、時に遇はないで高潔自ら守るものあり。或は爲すべきことを成し上げて、足るを知つて退いて自ら保んずるものもあり。或は自分の能力の程度を自知して安んじ、敢て知らるるを求めないものもある。又清介で

獨處自守し、天下の事に携るを潔としないものもある。

斯様に各人處る所は各異つて大小得失の異があるけれども、高潔な志を獨守して居る點は同じである。象辭に其志は模範とするに足ると云つてあるのは、進退共に道に合致して居るものであるからである。

九

遯(卦の名)は二陰下に生じ陰氣漸く盛なる形である。君子は固より幾微を察して立ち、深く警戒するのであるが、聖人に於ては遯に之を見限りはしない。であるから「尙暫らく時に順應して陰濁の世を正す」と爻辭に教へて居る。

聖賢が天下に對するには、たとへ道の將に廢れんとするのを知つても、どうして天下の亂を坐視して救はないで居られようや。必ず致々として力を末極の間に盡して衰退を盛り返して、頽勢を阻止せんとする。敢て暫らくも安んずる處はない。苟しくも之を爲し得たならば、其は孔孟の嘉する處である。王允、謝安が漢晉の朝廷になしたところのものは即ち是なのである。

十

明夷の初九に於ては傷害を蒙ること未だ顯著ではないけれども、其地位に留まるのは甚だ困難である。であるから、速に退去するのである。機を見るに明なるものでなければできないことである。然し世俗の人々は彼の行爲を奇怪に思ふであらう。が、君子は世俗の人々が奇怪に思ふからとて其退行を遲疑しない。若し衆人が盡く知る時まで俟つたならば、身に毀傷が及んで其地を去ることはできるものではない。

十一

晉の初六は下卑賤に在つたものが始めて進め用ひられたのである。どうして遽に君主に信任されようや。たとへ信任されなくても、須らく自制して貞正を守り雍容寛裕苟くも上に求むるに急であつてはならない。若し信ぜられんとするの心が切であつたならば、必ずや汲々として貞正の自制を失ふか、悻々として義を傷るに至るであらう。爰辭に「進め用ひられると(晉如)、退けられる(摧如)とに拘らず共に貞しければ吉である。たとへ進め用ひられても、信任されない時には自らを處するに寛裕であれば咎はない」とある。

けれども聖人は寛容と云ふことを位に居るものが職を廢し官守を捨て願みないと云ふ意味に誤

解されるのを恐れた。で、初六の爰辭に「寛裕であれば咎はない」とのみ言つて居る。この爰は始めて拔擢して用ひられたがまだ命を受けて職任に當らないものなのであるからである。之に反して若し官守を有ちながら上に信用せられないで職を失したならば、一日も其職に居るべきではない。尤も時と場合に依つて一概に言ふことはできない。で、職を去るの急速は其時の事情の如何に依るのであり、或は又夫々の原因があるのであらう。

十二

不正の道を以て合したものは、久しからずして離れないものはない。正道を以て合したならば窮極まで睽離することはない。であるから、賢者は理に従つて安行し、智者は幾微を知つて固く操守するのである。

十三

君子が若し困窮の時に當つて如何に其防慮の道を盡し極めても其を免れ得ないならば、其は運命なのである。運命は、何處までも之を甘受して、他方自分は正しき行を曲げることがあつてはならない。如何に憂懼しても運命だけは之を避けることができるものではないと知れば、ど

の様な窮塞禍患でも自分の心を動すものではない。自分は自分の行ふべき義を行ふより外にはないのである。

若し運命を自覚しないならば險難に恐懼し、窮厄に隕穫しで、守る所を失ふに至るのである。どうして爲善の志を遂げ得よう。

十四

貧困の士の妻や弱國の臣下は、たとへ其夫が貧困であらうと、其國が弱國であらうと、正しき道に従つて之を見る捨べきでない。勢のある方に擇び従ふは惡の大なるものであつて、世に容れられる筈がない。

十五

井(卦の名)の九三「井が浚渫せられて、その水が飲まれない」のは、丁度人にして才智を有しながらも用ひられないと同様である。用ひられて道を行ひ得ないから憂惻をすることになるのである。思ふに九三の爻は陽剛であり乍ら中を得て居ないから、徒らに施爲に急である。是等の人々は用ひられる時には道を行ひ、舍てられた時には、藏れると云ふ聖賢と同一では

なし。

十六

革(卦の名)の六二は中正の徳を得て居るから何物にも偏蔽されない。離卦に屬して明智であるから事理を知り盡して居る。上の九五に應じて權勢を得て居り、資質が柔順であるから何人にも遠逆しない。革むべき時を得て居り、權勢の位を得て居り其上に才能を充分に俱へて居る。この様な好い條件を有つた六二は實に革むべき最善の境遇に居るものなのである。而かも必ず上下の信任するを待つて始めて改革を實行するのである。爻辭に「己オハリの日になつて革める」と言つて居るのは之れが爲めである。斯様な六二の徳の如きは、進んで改革を實行すれば吉で咎はないのであるが、若し進んで實行もせず又適當な時を失したならば必ず咎があるのである。

十七

鼎の中に中實があるのは、人に就て言へば才業があるのである。で、才能ある人は、事業を爲すに急で、向ふ所を擇ばないのが普通である。であるから須らく斯様な人は向ふ所を擇ぶべき

である。慎まなかつたならば、遂に非義に陥るのである。であるから、鼎の九二に「鼎に實あり、往く所を慎む」と謂つてゐる。

十八

官位高官に在る君子には君を正し世の弊を救ふと云ふ任務がある、決して過失に追隨することがあつてはならない。之に反して下位に居る士は、其勢力微弱であるから世の弊を救ふべき場合があり、又力及ばないで過失に追隨すべき場合があり、救はふとして力及ばないで追隨する場合がある。

十九

「君子は思ふこと其位を出でず」（艮象辭）と言ふ位とは處るところの當然の分である。萬事に就て其行ふべき處がある。で、其意味は行ふべき處を得て安んずることを言ふのである。行くべくして止り、速にすべくして久くし、或は過ぎ或は及ばないなどは皆其位を出たものである。況んや分限を越へて據るべからざる處に據るのが其であると言ふまでもない。

二十

凡そ人は最後まで永い間一處に止まることは困難なものである。或は晩年に節操を變じ、或は終に操守を失ひ、或は久しくして事を廢することがある。これ等は皆人に共通な缺點である。艮の上九に「終りまでも敦厚である」と云ふのは、止道の至善なるものである。で、象辭に「艮まるに厚きは吉なり」と言つて居る。

二十一

甲孚の初九に「虞吉」と言ひ象辭に「志未變也」とある。程傳の解釋に「信するの初に當つて、志はまだ従ふ所を定めて居らない。この時に信する處を處つたならば、信する處正しきを得るのである。であるから吉なのである。志既に従ふ處を定めて居たならば、其處る處は志の好惡によつて變動する。であるから、たとへ虞つても其正しきを得られない。」

二十二

賢者の行ふ處は只義の當然を知つて、萬事之に従つて始終するのみである、生死窮達の如き運命は敢て考へない。然るに中人以下は運命の強制によつて漸く義に従ふのみである。「求めるのにも然るべき道を以てしなければ求められるものではない。のみならず其を得るのには命があ

る。命がなければ求めて求め得られるものではない。」(孟子盡心上)と云ふが如きは、命の求むべからざるを知るものである。であるから、獨立自行して敢て命を求めない。けれども賢者に至つては、求むるに道を以てし、得るに義を以てして、必ずしも命を云はないのである。(遺書、下同じ)

。二十三

人の患難に處するには、只一つの處置法がある。即ち人として務むべき義を盡して若し義に於て缺ける處がなかつたならば、成敗利鈍に關するなく泰然として處することである。之に反して、一患難事に遭遇して心心々其に没頭して、最後を命に委することのできないものがあるが、たとへそうしたとて、其が何の益に立とう。若し盡すべき義を盡さず、又餘を命に委さなかつたならば、義もなく運命もないことになるのである。

二十四

門人の中に大學に居りながら歸つて故郷の科擧に應せんとするものがあつた。先生が其譯を尋ねると「蔡州の郷試には小戴記を課するのに、蔡州の學生は殆んど小戴記を習ふて居らんか

ら、容易に登第することができようと思ひます。」先生「爾に此功名心がある以上は、到底堯舜の道に入り得ないのだ。子貢は孔子に「運命を甘受しないものだ」と戒められたが、あの子貢の高識を以て、どうして貨殖に戀々たるものがあらう。只顔子の如く貧富の間に情を留めないと云ふことができなかつただけである。が、一體貧富には定まつた命がある。然るに彼が其間に營々の心を留めるのは、正しく道を信じない證據である。そこで孔子から「運命を甘受しないものだ」と戒められたのである。苟くも道に志を向ける以上は、この利心を除去して始めて語るに足るのである。

二十五

若し「朝に事理に貫通し得たならば、直ちに死んでも遺憾はない」と云ふ程の志を持つて居たならば、敢て一日も安んずべからざる處に安んじないであらう。否一日のみでなく須臾も安んじ得ないであらう。曾子が終に臨んで一瞬も安んずべからざる處に安んせず餐を易へたが如く、須らく安んずべき處に至つて安んずべきである。何人も斯様になし得ないのは、實理を見得ないからに外ならない。若し實理を見得たならば、是を實見すると同時に非を實見するのであ

る。凡そ實理は之を心に得れば自ら別であるが、之を耳に聞いて口に道ふが如き者どもは、心に實見して居らないのである。若し實見して居たならば、決して安んずべからざる處に安んじ得ないのである。人或は或事に就ては之を爲すを肯んじないこともあるが、他事に就ては必ずしもそうでない人がある。例へば苟くも士たるものは、穿鑿踰牆の竊盜は死を以て劫かしても之をしないであらう、けれども他事に至つては必ずしもそうではない。讀書子でも禮義を説くことを知らないものはない。又王公大人の如きも軒冕は外物に過ぎないと云ふ。けれども一旦利害に臨むだ時には義理に即くことを知らないで、却つて富貴に就くのである。此等は口に説き得るけれども、實見實得して居ないからである。之に反して水火を踏む場合には何人も之を僻けるのは實見實得して居るからである。若し不善を見ては「湯を探るが如き」心があつたならば、前述の如き人と違ふのは言ふまでもない。例へば、嘗て虎に咬まれた経験あるものがあつたとする。で、誰かが虎に就て話しをすると、たとへ三尺の童子でも其恐るべきを知るのであるが、前の経験者が神色憚々として眞んとうに恐れるのとは似ても似つかない。と云ふのは、彼が其を實際に経験したからである。

實理を心に實得した人を有徳者と謂ふのである。この人は敢て勉強するを待たないのであるが、一般學者は勉勵しなければならぬ、古には道の爲には軀を捐て命を隕す人もあつた。實得して居なければ、どうしてそれが爲し得よう。須らく生命とても義より尊いものではない、生命とても死より安らかなものではないと云ふことを見得すべきである。身を殺して仁を爲す場合があるが、それは只この道理を成し遂げただけのことである。

二十六

孟子の舜と盜石との區別の標準は、只義と利との間に在つた。間と云ふのは相去ること遠からず其間の差異は毫末に過ぎないと云ふ意味である。義利と言つても其は貨財の意味ではなく利己心によつてする私と、理の爲すべきを爲す公との意味である。爲す所少しでも理に外れて居たならば、其は私である。事に當つて較計を廻らすのは、利害の心があるからである。利害の心がなかつたならば、何處に較計を廻らす必要があらう、利害の心は天下萬人に共通の感情である。何人も利に趨き害を避けないものはない、けれども聖人に至つては、利害を論ぜず、義の當に爲すべきか、爲すべからざるかを看るだけである。利害得失の命は敢て論じない。

義であれば害失でも之を行ひ、不義であれば利得でも之をしないのである。

二十七

深く道に造ると云ふことは、通常の儒者ではでき得ないことである。であるから、只心の存する所を正しくし、善悪を辨別して惑はず、廉恥を知る人が多くありさへすれば、まあ結構である。

二十八

趙景平「子罕に利を言ふ」と謂ふ所の利とは、何の利でありますか」

伊川先生「獨り財利の利の意味だけではない。凡そ利心があつてもよろしくない。たとへば一事をなすに當つて自分に好都合な方法を考へるのも利心なのである。聖人は義を以て利として居る。で、聖人にあつては義に妥當した點が利なのである。之に反して佛教は何れの點から見ても皆利に基いて居るからよろしくないのである。

二十九

或人(伊洛淵源錄によれば謝顯道なりと)「邢七(名は恕、字は和叔、程子の門人)は殆んど何の

知識も得て得ないようである。其後大分外道にそれてしまつたようでございます」

先生「彼を何の知識も得て居ないと評するのは間違つて居る。只彼にあつては義理の心が利欲の心に勝ち得ないだけだ。それであるようになったのである。」

三十

謝湜(伊川の門人)が蜀から京師に行つた。其時洛を通り過ぎて程子に御目に掛つた。

程子「爾は何の用で行くのだ」

謝湜「教官の試験を受けに行かうとして居ります」

程子は答へなかつた。そこで謝湜は

「如何でござりまするか」

程子「自分が何時ぞや婢を買取る時に婢を試験しようとしたが、其母が怒つて「私の女は試験せられるようなものではありません」と云つて承知しない。然るに今爾は人の師たらんとして試験を受けたならば、この老婆に笑はれるであらう。」

そこで謝湜はとうとう行くことを已めてしまつた。

伊川先生が殿上に待講した時、一度も俸錢を請はない。で、大臣どもから戸部省(大藏省の如きもの)に通牒をして、何故に俸錢を支給しないかと詰問した。そこで戸部省では、先生の許に前任の俸給辭令を見せて呉れと言つた。その時先生は「某は草萊の裏から起用されたものであつて、前任の俸給辭令等は有ちません」と返答せられた。そこで戸部省から俸給辭令を出した。又先生は妻の爲に封を求めなかつた。で范純甫(祖禹)が其譯を尋ねた。先生は「自分は當時草萊の間から起り、三度辭して始めて命を受けたのである。であるから、どうして今日妻の爲に封を求めるべき筋合のものであらうや。」

范「現代の人々は、朝廷に向つて恩例を乞ひ求めますが、こうするのが正しい道でありましようか。一般の人々は其は官吏の本分で何等差支へはないと考へて居るようです」

先生「現今の士大夫は乞ふと云ふことを言ひ慣れてしまつて居るので、少しも恥辱と思はないで朝廷に向つて乞ふのであらう。」

范「したならば、父祖の爲に恩例を乞ふのはよろしくないのですか」

先生「それとこれとは譯が違ふ。同一視することはできない。」

そこで范純甫は再三詳しい説を聞かして頂きたいと請ふたけれども、先生は「其説明は簡單にはできぬ、何時か外の時に話をう。」と謂はれた。

三十二

漢の時代(武帝の時)にも賢良を試験したけれども自ら挙げられんことを求めたのでなくて、反つて人々が之を推舉した。公孫弘の如きも、人々が強いて起たして始めて之に就いた。然るに後世の賢良は自分から挙げられんことを求めるのである。若し果して自分が廷對を求めるのは、天下の事を天子に直言せんが爲であると言ふのならば、立派なものである。けれども、若し目ざす處が富貴にあつたならば、志を得ては驕縦し、志を失しては放曠と悲愁があるのみである。

三十三

伊川先生

「人或は屢々自分が書生に科擧に應ずる學科を習得させないと云ふが、どうしてその様なこと

があらう。固より其が爲の學業を習得させるを欲しないのではない。科擧の爲の學業を習はないで及第せんと望むのは、天理を望むで人事を治めないようなものである。けれども科擧の爲の學業は、只及第するだけの力がありさへすれば其で充分ではないか。其結果の得否は問題とすべきものではあるまい。屑々として必得の道を求めるのは、反つて惑へるものではあるまいか」

三十四

門人「家貧しく親は老體になつて居る場合に科擧に應じて仕を求めるとは、一得一失の累を免れない。が、此場合どうしたならばこの累を除き得ましようか。」

伊川先生「その様なことを憂へるのは、志が氣を制し得ないからである。若し志が勝つたならば、其様な累はない。家貧しく親老いたならば、須らく仕へて祿を求むべきである。けれども其が得られるか否かは命であつて、自分にどう仕様もないものだ。」

門人「自分だけはそれでもよろしい。けれども、親の爲には左様ばかりは参りません。」

先生「自分の爲にするのも親の爲にするもの、この點は同じである。皆命である。若し得られなかつたとしても、運命はどう仕様もないではないか。孔子は「運命を自覺しなかつたら、君

子ではない。」と謂はれた。運命を自覺しなかつたならば、患難を見ては必ず避け、得失に面した時には、必ず動搖するであらう。利を見たならば趨走するに決まつて居る。どうして其が君子であらう。」

三十五

或人は、科擧の爲の學業は人間としての學業の成果を得させないようになると謂つて比難する。けれども之は當らない。一月の中十日間科擧の爲の學業をしても、餘日は他の學を修めるに充分である。が、一般には専ら志を科擧に向けて他の學に向けるものがない。で、科擧の事が他學の功果を奪ふ心配はないが、志を奪ふを憂ふるのみである(外書)

三十六

横渠先生

俸祿を世襲させるの榮譽は王者が有功者を録し、有徳者を尊び、之を愛厚して、恩遇の窮りないのを示す所以なのである。で、人の後たるものは、須らく職を樂しみ功を勸めて事に服勤し、或は廉を務め利を遠さけるべきである。然るに近代の公卿の子孫は之に反して、布衣卑賤

のものと同を比べて詩作を巧にして之を有司に售り、仕を求めるのが義に外れて居ることを知らない。反つて理に循ふを羞とし、斯様なものは無能者であると考へ居る。世襲の祿を受けるのが榮譽であるを知らないで、虚名を擧げるのを立派な後繼者であると考へ居る。誠に心ない事ではあるまいか。(文集)

三十七

富貴なり權勢なり或力に頼りながらも、其所有して居る富貴なり權勢なりを利としなかつたならば、其勢を忘れることができよう。(孟子説)

三十八

人はよく自分は貧賤に安んじて、富貴の爲に動かされないのでと謂ふ。けれども、其實は計窮まり力屈し、彼の才能乏しくして如何とも爲し得ないからに外ならないのである。若し富貴の爲に心を動され得る機會があつたならば、恐らく貧賤に安んじては居ないであらう。で、貧賤に安んずることは、義理を行ふのが利欲よりも楽しくなつて始めて爲し得ることである。(語錄、下同じ)

三十九

凡そ天下の一大病弊は人が非難し指笑するのを畏れることである。車馬を蓄へず粗食を喰い、悪衣を着、貧賤に居るのも人の非笑を恐れるからであるに過ぎないのであつて、決して義に於て生命を長らへるべきであれば長らへ、死すべきであれば死し、今日數鐘の富を有しても、明日之を棄て、今日富貴であつて、明日饑餓するも憂へないと云ふ、凡て義の在る處の儘に従ふことを知つて居るのではない。

近思錄 卷之八

凡二十五條

治國平天下之道（治體）

一

濂溪先生

天下を治めるのに根本になるものがある。根本と云ふのは君主の一身の意味である。又天下を治めるに則となるものがある。其は家の意味である。根本は必ず端しくしなければならぬ。本を端しくするのは心を誠にすることに外ならない。則は必ず善くしなければならぬ。則を善くすると云ふのは、親族を和合することに外ならない。家は治め難く天下は治め易い。と云ふのは家は親密であるのに天下は疎遠であるからである。

一體一家の人々の心が乖離するのは、必ず婦人から起るものである。で、易には睽（離れる意）

の卦は家人の次にある。二女同居しては互に意志が衝突するからである。あの堯が娥皇女英の二女を虞舜に降嫁させたのは、舜に位を譲るべきかを試みんが爲であつた。即ち天下を治めるのは先づ第一に家に於て之を観んとしたからであつた。

家を治めるのは其身の行を見ればよい。身が端しいと云ふのは、其心が誠である意味である。心を誠にするには、不善なる欲望の活動を止めて、本心の善に復することに外ならない。不善の活動は即妄である。妄が復したならば無妄になる。無妄になつたならば其は即ち誠である。で、無妄の卦は復の卦の次にある。して象辭に「聖人は大いに天の時が萬物を盛育するのに従つて萬民を生育する」と言つて居る。易の意味は實に深遠であるはい。(通書)

二

明道先生が神宗に斯様に言上した。

「心天理の正を得、行人倫の窮極を極めたのは、堯舜の聖業である。私心を以て仁義の一端に依託したのは、覇者の事業である。王道は砥の如くである。人情に本づき禮義から出て、大路を履んで行くが如く平易正直、一路天理人倫に依つて居る。之に反して覇者は曲逕の中に崎嶇反

側して回邪委曲の行をして、遂に與に堯舜の道に入り得ない。自分の心に誠を體して王道を行つたならば、これは王者であり。この假面によつて覇業を行つたならば、それは覇者なのである。王者と覇者は其道は全然異つて居る。が、其根本は要するに唯一念の公私正偽に由來して居るに過ぎない。易に謂ふ所の「初に於ては毫釐の差も終には千里に至るものだ」とは其初に於て是非を審かにしなければならぬことを教へたのである。陛下よ、先聖の言に稽へ、人事の理を明察し、堯舜の道が已に備つて居ることを自覺して、自ら反省して之を誠にし、以て四海に推し及ぼしなさいましたならば、萬世の幸甚とする所でございます。(文集、下同)

三

伊川先生

當世の務むべきことは多々あるが、最も先とすべきものは以下の三點である。第一には志を立てること、第二には責任を果させること、第三には賢者を求めること、即ち是である。が、今陛下にどのような嘉謀を申上げ、どのような善算を前陳しましょうとも、陛下に於て志が確立して居なかつたならば、聽いて之を御用ひになることはできません。よし又陛下が

之を用ひようと思ひなさいましても、宰相に其任務を果すように責めなされないならば、一體何人が承けて之を遂行致しましょう。よし又君臣協働して之を行なはうとなさつても、賢者を職に就かせて之を行はせなかつたならば、どうして之を天下に施すことができましょう。斯様に三者は根本なのでございます。事に當つて一を處理するのは、この根本の作用に過ぎませぬ。更に之を申ましたならば、三者の中に就ても、志を確立することが、基礎となるのです。謂ふ處の志の確立とは、心を至誠に純一にし、道を以て自ら任じ、聖人の訓は間違のない必ず信すべきものであり、先王の治は必ず行ふべきものであると確信して、淺近な規法に狂滯せず、衆口に惑はされないうで天下を以て必ず三代の聖治の如く致さんと期することなのでございます。

四

比(卦の名)の九五の爻辭に「顯^ニ比^ヲ王^ヲ用^シ三^ヲ驅^シ、失^フ前^ニ禽^ニ」とる。程傳の解釋はこうである。「人君が廣く天下に親比するの道は、公明正大に其親比の道を顯明にすべきである。意を誠にして物の來るに應じ、怨を以て人に及ぼし、政を發して仁を施して、廣く天下をして其惠澤を

蒙らせる如きは、即ち是人君天下を比親するの道である。之を實行したならば天下何人が上君主に親比しないであらうか。之に反して些細な慈悲を施して不合理な譽を干めて、下臣民の比親を求めようとするのは、顯比ではなくて、陋狭な手段である。どうして天下の人々の親比を得ようや。

王者が其比道を顯明にし公明にしたならば、天下は自然に來比するであらう。來り比親するものは受容し、敢て少しも惣々然として他に比親を求めないのは、丁度、田獵の場合に三方から禽獸を驅り出し、一方の開放面から逃走するものは敢て追はず、來るもののみを捕獲するにも譬ふべきである。王道の立派な政治に於て、其民が敢て嘩々として非道の親比を爲すを知らない理由は、即ち茲にあるのである。

唯に人君が天下に比親する場合に斯様にすべきであるのみではない。一般に人々相比親するにも斯様にしなければならぬ。臣下が君主に對する場合に就て言へば、忠誠を竭し、才力を窮めるのは君に比親するを顯かにする方法である。己を用ひると否とは、君主の一存に任して置いて、決して阿諛逢迎して自分に比親せんことを求めてはならない。朋友に對しても亦同様で

ある。只身を修め意を誠にして之を待つだけで、自分に親しむと否とは彼に任して置いて、決して巧言令色をなし、曲從苟合して以て吾に親しまんことを求めてはならない。郷黨親戚に對するも、衆人に對するも、皆同様である。これが爰辭に言ふ三驅して前禽を失する意味なのである。(易傳、下同じ)

五

古代にあつては、卿大夫から以下庶士に至るまで、其人の地位と徳とが釣合つて居つた。終身同一位に居るのは、其徳が其地位に相當して居たからである。若し其位が其徳に不釣合な程低くかつたならば、君主は擧げて之を進めるのであつた。士は専ら學問を修め、其學が成就してから君主が之を擧用するのであつた。で、何れの場合でも、君主から擧用するのであつて、決して自分から請求することはなかつた。農工商賈も夫々の業を勤めて其享有する利益に至つては一定の限度があつた。従つて身分の上下を問はず何人にも一定の志があつて、敢て分限を超越して求めようとしなかつた。で、天下の衆心が歸一して居つた。然るに後世に至つては、庶士から公卿に至るまで、各人に一定の分限がないので、尊榮を僥倖せんことを志ざし、農工商

賈は日々に富修に志し、億兆の心は利の争奪に専念して、天下は紛々然として居る。どうして之を歸一することができよう。亂れないことを欲しても其は不可能である。

六

泰(卦の名)の九二に「包^ム荒^ヲ、用^ニ馮^ニ河^ニ」とある。程傳の解釋は次の様に謂つて居る。

「泰平の世の盛時に於ては、上下の人情は安肆に流れ、政令は舒緩になり、法度は廢弛し諸事節制がなくなるのである。で之を治めるの道は、性急狹量であつてはならない。必ず荒穢を包含する度量があつて、其施爲する處寛裕で詳密であつて始めて、弊害が改革され、事が治まつて、萬民之に安んずることができるのである。若し含弘の度量がなく忿疾の心があつては、深遠の謀慮がないのみならず、反つて暴擾の患があつて、深弊未だ去らないのに近患已に生ずることになるのである。で、必ずや荒を包むの度量に待たなければならぬ。

古往今來泰治の世も、必ず漸次に衰替するに至る所以のものは、思ふに安逸因循に狂習するからである。この時に際しては、剛斷な君主と英烈な宰相によるのでなければ、挺持奮發して其弊を匡革することはできない。で、易に「馮河を用ふ」と曰つて居る。

或人は疑つて謂ふ。上に「荒を包ぬ」と云ふのは包含寛容の意味であり、茲に「馮河を用ふ」と云ふは奮發して改革する意味である。兩者其謂ふ處どうやら相反して居るではないか。」と、けれども彼は含容の度量を以て、剛果の活動をするのが、即ち聖賢の爲であることを知らないのである。」

七

觀(卦の名)の辭に「盥アララフて未だ神に薦めず、孚にして頤如たるものがある」とある。程傳の解釋はこう言つて居る。

「位にある君子は上位に居つて、下天下萬民の儀表である。其莊敬な態度を持つること、最初に手洗つて將に神に供物を献げんとする際の如く誠心誠意を持つて居て、既に神に薦めた後の如く懈怠の氣分がなかつたならば、天下の何人も其誠を盡して頤然として瞻仰しないものはないであらう。」

八

凡そ大にしては天下より一國一家、小にしては萬事萬般に至るまで、和合一致しないのは、其

處に間隙があるからである。間隙がなかつたならば和合するのである。天地の生成から萬有の生成に至るまで、皆和合によつて完成するのである。で、まだ和合一致しないものには必ず間隙がある。君臣父子、親戚朋友の間に離貳怨隙があるのは、思ふに讒邪が其間を隔てて居るからである、其間隔を除去して和合させたならば治まらないことはない。で、噬嗑即ち頤中の物を噬み合すの道は天下を治めるに就て大いに役立つものである。

九

大畜の六五に「豕の牙を齧す、(取り去る意)吉」とある程傳の解釋はは斯様に言つて居る。「凡そ物には總攝があり、事には樞機がある。聖人は其總攝樞機の要領を知得して居るので、億兆の心を見るも、恰も一心を見ることとくである。よつて之を導けば行き、之を止むれば則ち戢まるのである。何等の勞を用ひることなくして治まり、其活ハタラクは恰も豕の牙を齧するに似て居る。一體豕は剛躁な動物である。若し強いて其牙を制したならば、多大の勞力を用ひても、之を止めることはできない。で若しもつと根本的に去勢を施したならば、たとへ牙があつても剛躁は自然に止むであらう。君子はこの豕の牙を齧する義に法つて、天下の惡は力を以てしては

制止しないことを知つて居る。即ち其樞機を察し其要領を知つて、其本原を閉塞するのである。であるから、何等刑法の峻嚴を假らないで、惡は自然に休止するのである、之を盜賊を止める場合に就て見るに、民に欲心があつたならば、利を見た時には動かされるのは當然である。従つて教育を施さず、又食物も與へないで飢餓に陥れて置いたならば、たとへ刑殺を日々に施しても、どうして億兆の人の利欲心を制し得よう。聖人は之に反して之を抑止する所以の道を知つて居る。即ち威刑を尙ばないで、政教を施し、農桑の業を與へて、民をして廉恥の教を知らしめたのである。斯様に其樞機に力を用ひたならば、盜に賞を與へても竊まないものである。

十

解(卦の名)の卦辭に「利西南、無所往、其來復吉、有攸往、夙吉」とある程傳の解釋は斯様である。「西南は、之を方位にすれば坤である。坤は廣大平易を以て性質とする。天下の混亂が解決して、始めて人民は艱苦から免れたのであるから、平和に復すると忽ちに復び煩苛嚴急を以て之を臨むべきではない。濟ふに寛大簡易を以てするのが適當の處置である。既に混亂の難が解決されて世は平安無事となる。是即ち「往く所無し」なのである。茲に於て亂前

の政治に復歸し、紀綱を肅正し法度を審明して、先代明王の政治に進むべきである。是即ち「其來復」なのである。要するに、正理に復する意味なのである。古から聖王が難を救ひ亂を治める其初に當つては、難亂を救治するに急であつて、遽に事を爲す假はない。が既に安定してからは恒久性を以つた聖人の政治を行ふたのである。然るに漢より以後亂既に定まつた後に、更に進んで爲す處は全然なかつた。只隨時の彌縫策を行ふに過ぎなかつた。であるから、善治を擧げることではできなかつたのである。其は思ふに來復の義を知らなかつたからであらう。「往く所ありて、夙ければ吉なり」と云ふのは、若し解決を要する難事が残つて居たならば、速かに之を爲したならば吉であると云ふ意味である。凡そ解決すべくして未だ盡く解決しないものは速急に解決し去らなければ再興の氣勢を盛り返して來るものである。であるから、夙くしたならば吉である。

十一

凡そ巨細の別なく物なり事なりがあれば、其處に必ず法則があるのである。即ち父は慈愛と云ふ據止すべき法則があり、子には孝と云ふ據止すべき法則がある。君には仁があり、臣には敬

がある。萬物庶事一として據止すべき所の法則のないものはない。其所を得たならば、和平であるけれども、其所を得なかつたならば、悖亂が起るのである。聖人が天下を順治させる所以は、決して物事の爲に能く法則を作爲するが爲ではない。唯事物に處して其據止すべき處を得るに過ぎないのである。

十二

兌(卦の名)は説んでしかも貞を失はないのである。で、上天理に順ひ、下人心に感應する。實に説道の至正至善なるものである。かの道に遠逆してまで百姓の聲譽を求めもの如きは、説道の不正なるものである。道に遠逆するのは、即ち天理に順はないのである。聲譽を求めるのは、人心に感應するのではなくし、苟りそめに一時の説を取るに過ぎない。君子の正道ではあり得ない。君子の正道は民を説ばすこと、天の惠施に等しくて、民は之を心に感應し説服して敷はないのである。

十三

問「天下の事一として不動一定はあり得ない。進まなければ退くものである。然るに既濟(卦

の名)の終りは進まないで止まつて居る。けれども實際には常に止まることなく、止まつたならば衰亂が来るのである。と云ふのは、思ふに既濟の道已に窮極して居るからである。聖人は此場合に立到つたならば、如何なる處置を取りましようか。」

先生「唯聖人に限つては、末窮に變通の妙を得て、窮極の亂に至らしめないのである。堯舜は即ち是である。であるから、聖人にあつては終りはあつても亂はない。」

十四

人民の爲に君主を立てるのは、人民を扶養する所以である。人民を扶養する道は人民の力を使用するを愛しむにある。民力が充足したならば民は生養を全くすることができる。生養を全くしたならば、教化が行はれて風俗は善美になるのである。で、政治を行ふには民力を尊重しなければならぬ。春秋には凡そ民力を用ひた場合は必ず其が書いてある。中に就て不當な時期の興作が罪惡で義を害するものであることは言ふまでもない。が正當な時期であり義に外れて居ない場合でも之を書いて居るのは、民力を勞するは、國家の重要事であることを示さんが爲である。尤も中には民力を用ふること大でありながら書いて居ない場合がある。その示して居る教

の意味は深遠である。あの僖公が泮宮(諸侯の學校)を修め闕宮(魯の群廟)を復興した時は民の勞力を用ひなかつたのではない。然るにこの二者は春秋に書かなかつた。其は思ふに古を復し廢絶したものを再興すると云ふ大事業であり。且其は國を治める最先の急務である。斯様な事業に民力を用ひるのは、當然用ゆべき處に用ひたからなのであらう。若し人君にして此義を知つたならば、政治を爲す上に就て事の先後輕重を知るであらう。(經說、下同じ)

十五

君主が先づ自分の身を治め、進んで一家を齊へることから、更に廣く天下に推し及ぼして之を平かにするに至るまでのことは、政治の根本要素である。政治上の根本原則を確立し、百官を分立して、天時に順應して諸事萬端を制定することから、法制を創作し法度を立てて諸事萬端を取締つて行くに至るまでのことは、政治の方法に屬することである。聖人が天下を治める道は唯此二端あるのみであつて、他の何物も用ひない。

十六

明道先生。

「先王の世でも法度がない譯ではない。けれども、其を用ひないで道を以て天下を治めた。後世は只法だけを以て天下を把持して居るのである。」(遺書、下同じ)

十七

政治をするには紀綱文章がなくてはならない。が、政治の實務を取扱ふ百官を第一とし、進んでは郷官が民に法を読んで聞かせること、物價を調節すること、度量衡を嚴正にすることなども皆缺くべからざるものである。

有司を任用するには、各人をして其親知する所の學才を學用させて、始めて自分獨り自分の親知する所の學才を學用するの偏破をさげ得るのである。仲弓が

「如何にして賢才を見出し、之を學用したらよろしいのですか」

と聞いた時に、孔子は

「爾の知る範圍に於て賢才を學用せよ、それ以外の爾の知らない賢才はどうして人が其儘にして置かうや」(論語、子路篇)

と謂はれた。この問答によつて仲弓と聖人とが心を用ゆる大小の差異を見るべきである。この

任用方法を更に廣く推擴したならば、一人の考へによつて或は邦家を興すこともでき、或は喪ぼすこともできる。其孰づれになるかは只其心の公私大小の差異だけに在る。

十八

國を治める方法には、之を根本から言ふ場合と、枝葉の實際的事實から言ふ場合とがある。根本から言ふ場合は、君心の非を匡すことから始めなければならぬ。心を正しくして以て朝廷を正し、朝廷を正しくして以て百官を正しくするのである。之を實際的事實から言ふ場合は、積弊を匡救しようとしなければ其までであるが、之を匡救しようとしたならば、大變革をしなければならぬ。大變革を行へば大益があるが、小變革しか行はなかつたならば、小益しかないのである。

十九

伊川先生、

唐は天下を有して治平であつたと號して居るけれども、其實は唐朝には夷狄の風があつた。三綱即君臣父子夫婦の道が正しく行はれて居らなかつた。太宗が其始をなしたのであつた。従つ

て後代の子孫は氣習相傳へて依然として其を行つた。君をして君たらしめ、臣をして臣たらしめることができなかつた。そこで節度使は來朝しないで獨立し、權臣は跋扈し、遂に唐朝は陵夷して五代の亂が起るようになったのである。

漢代の治績は唐朝よりも優れて居た。唐朝に於ては政治の細目は大に行はれた。が、漢代に於ては三綱の大目が正しかつた。本朝(宋)は漢と同じく三綱の大目は正しい、が細目に至つてはまだ充分行はれて居ない。

二十

人を教へるには其人の善心を培養しさへすれば惡は自然に消滅する。民を治めるには、民を導ひて敬讓にしさへすれば、争は自然に起らなくなるのである。(外書、下同)

二十一

明道先生、

關雎麟趾の詩の精神即ち闔門が正しく子孫の親睦があつて始めて周官の法度を行ふことができる。

二十二

君主が仁者であつたならば、天下仁でないものはなくなる。君主が義を守つたならば、天下悉く義を守らないものはなくなる。天下の治亂は君主の仁不仁だけに繫つて居る。君主が仁を離れて非心が其心に生じただけでも、必ず其政治に害を及ぼすに至るのであつて、敢て其心を外に施爲するを待たないのである。昔者孟子が三度齊王に謁見し乍らも一度も政治上の一々の事柄に言及しなかつた。で、門人は奇怪に思つて居つた。そこで孟子は「先づ王の邪心を矯正するのだ」と言つた。心が正しくなつて居たならば、天下の事總てそれに由つて理まるのである。あの政事上の失敗や人物登用の不當などの一々の事實に就ては、智者あつて之を改め直者あつて之を諫めるであらう。けれども君主に非心が存して居たならば、たとへ一度は之を匡正しても、再三度に及んで匡救するに任へ得ないであらう。この君主の非心を正して不正をなくさせるのは大人でなければ一體孰が之を能くし得よう。

二十三

横渠先生。

孔子が千乗の國を道めるのに禮樂刑政に言及しないで、「費用を節約して人民からの租税を輕減して民を愛はり、民を使役するは適當な時にせよ」と言はれた、其意味は、能くこれだけを實行し得たならば、法は容易に行はれるのであるが、これを實行し得なければ、法は其儘行はなるものでないからである。要するに禮樂刑政は制度に過ぎないのである。(正義、下同じ)

二十四

法を確立して其を能く守つたならば、其徳は永久に輝き其業は光大であり得よう。鄭聲佞人は國を治めるものの守る處を喪失せしめるものである。であるからこの二者を遠けるのである。

二十五

横渠先生が范巽之に答へた手紙にこう言つてある。

「朝廷に於ては道學と政治とを二者無關係なものと考へて居る。この混淆は敢て今日に始まつたのではなく、遠く古からある誤りである。巽之よ、爾は孔子孟子が若し復び起つたとしたならば、學び得た處の道を推して之を廣く天下に施すであらうと思ふか、將た又平日學ばない處のものを天下に強施するであらうと思ふか。言はずして明かであらう。

一般の君主宰相等は天下に對するには子に對する父母の如くするのが王道であると考へては居る。けれども、子に對する父母の心を百姓に推し及ぼし得なければ、之を王者の政治と謂つて可いであらうか。所謂父母の心なるものは只單に言葉の上のみでなく、實際に四海の民を己の子の如くしなければならぬのである。若し四海の内を己の子と考へたならば、決してかの秦漢の如き殘酷な政治を行はない筈である。決して五霸の如く義を假つて利を圖るが如き政治をしない筈である。巽之よ、朝廷の爲に申上げるがよい。末節枝葉である所の人物を任用するの適否は敢て過めるに足りない。政事を行ふの失敗は敢て非しるに足りない。それよりも根本的な吾君が天下の民を愛すること赤子に對するが如くであつたならば、治徳は日々に新になり、任用するものは皆良士となるであらうと。斯様にしたならば今日の政治が其儘直ちに帝王の政治となり、今日の政術が敢て二心を持たないで其儘道學となり得るであらう。(文集)

近思錄 卷之九

凡二十七條

制 度 (治法)

癡溪先生、

古の聖王は禮法を定めて節文度数を明にし、教化を修めて民を教導した。爲に三綱(君臣、父子、夫婦)が肅正され、九疇が調叙された。天下の百姓が和らぎ、萬物咸順ふた。そこで音樂を作成して四方四維の八方の風氣を宣べ、以つて天下の情を調節した。其樂聲は清淡で感情を激發させないし、柔和で感情を奔放にならせなかつた。で、民の耳に入り其心に感應すると、清淡和平である。清淡であれば欲心は消散し、柔和であれば躁心は氷釋する。斯様に人民を柔和にして平中を得たのは徳の盛なるものである。天下悉く中正に化したのは政治の至極で

ある。之を天地に參する政治道と謂ひ、古に於ける徳化の極まれるものである。後世に至つては禮法は治まらず、政令刑罰が煩瑣苛酷になつて、君主は欲望を縦にし節度を敗り、下民は益々困苦する。古樂は聞くに足りないといつて世々新聲に變じて妖淫愁怨を樂とし、欲望を誘導し悲傷を増して自ら制御し得ないのである。遂には君主を賊ひ父を棄て、生を輕んじ人倫を敗つて靜止し得ないものがあるのである。

嗚呼音樂は古代にあつてはよつて心を平和にしたのに、今は欲望を助長するものとなつた。古は教化を宣べたのに今は愁怨を助長するものとなつた。古禮を復興して今樂を變へなかつたらば、如何に至治を欲しても到底できない事である。(通書)

二

明道先生の朝廷への上奏文に、

「天下を治めるには、風俗を匡正すること、賢才を得ること、この二箇條が根本的條件であります。賢才を得る爲には、第一に近侍の賢儒及百執事に禮命して、専心推訪させるべきであります。で、その徳業が充足して居て師表となすに足るもの、第二には篤志好學で立派な才能を

有ち行の正しいものがあつたならば、禮を厚くして之を迎へて京師に萃め、朝夕相與に正學を講明させるべきであります。其道は必ず人倫を基本にして、更に微に入つては物理をも明かにするのでなければなりません。其教に至つては、小學(文字の學)から灑掃應對から進んでは、孝弟忠信周旋禮樂までも施すべきであります。後進を誘掖激厲し漸磨して成就せしめるには皆節序があるのです。が、其要は善を擇んで固く執り身を修めることから遂には全天下を感化成育するより外ありません。是が即ち粗野な郷人から聖人に至ることのできる方法なのです。で、其學業徳行が大學の教に當儀つて居るものは成徳者であります。材識明達で善に進み得るものを選んで日々成徳者から學業を習はせ、中に就て其學明かに徳の嵩いものを撰抜して大學の教師とします。次級のものは地方の學の教師とするのであります。

入學の士を選抜する方法は、州の學は縣學の秀才を採り、大學は各地の州學から撰抜し之を賓として採用して教育する。其上に毎年朝廷に於て大學の賢者能者を論考するのであります。

凡そ士を選抜するには其性行が端潔であつて孝弟であり、其上に廉恥を知り謙遜で、學業に通明し治道に曉達するを以て根本原則とすべきであります。」(文集、下同)

明道先生は朝廷に對して師傅、六官(天官、地官、春官、夏官、秋官、冬官、周禮に見ゆ)、經界、鄉黨、貢士、兵役、民食、四民(士農工賈)、山澤、分數(貴賤の差)等の十事を論じて朝廷に上奏した。其語に、

「時に古今を問はず世の治亂を問はず、若し民の生活原理に於て、從來の法よつては窮して通じないものがあつた時には、聖王は必ず其法を改革するのであります。後世に於ても適當な變革を行つた時には、大に治り、只部分的な改革だけを行つた場合には僅に小康を得ました。この事實は古來の歴代の史跡に著明な點であります。で若し只古に拘泥することのみを知つて現代に適當する變改を行ひ得ず、しかも古の名のみに従つて其實を失ふに至るなどは實に陋儒の見であります。どうして與に治道を論ずるに足りましょう。然し乍ら又、既に現代人の情が古代人の其とは異つて居ります、どうして古代先王の治法を現代に復活させ得よう。と謂つて目前に苟安して高遠を務めないのも亦大に爲すあるの論ではありません。のみならず當今の極弊を濟ふに足るものではありません。」

伊川先生が朝廷に上疏して謂つた。

「古三代の時には人君には必ず師、傅、保の三官がありました。師の官は人君を教導し、傅の官は人君の徳義を扶益し、保の官は人君の身體を保育しました。後世は何事をなすにも其基礎がありません。國家の平治せんことを求め乍ら、其基礎は人君の心を正すにあることを知らないであります。過を規すことを知り乍ら、其過を規す本は、人君の徳を養ふにあることを知らないのです。君の徳義を扶益する方法を講じて居らないことは言ふまでもなく、身體を保育する方法すら聞く處がないのであります。臣は君主の徳義を扶益する方法は見聞の非を防ぎ、嗜好の過を節するにあり、身體を保育するは、外起居の宜しきに從ひ、内畏慎の念を存するにあると思ひます。今日この役目を果す師傅の官を設けて居らないのでありますから、其責は一に經筵に待講するものにあります。で、陛下が宮中に於かせられての言動服食は残らず之を経筵の官をして知らしめられんことを願はしく思ひます。しましたならば、陛下に於て翦桐の戲のあつた時には隨時箴規し、持養の方に間違のあつた時には時に應じて諫止することができまし

よう。』

五

伊川先生が三學（指す所衆説一ならず、或は縣學州學大學と言ひ、或は大學律學武學なりと言ひ、或は下に言ふ處の三舍なりと言ふ）の條制を詳かに視て次の様に意見を述べた。

『舊制に於ては公私の受験學生は毎月試験をして居たように思ふ。一體學校と言ふ處は、學生相互に禮義を尙ふべき處であるにも拘らず、試験によつて互に競争をさせるのは、殊に學生を教養する道ではない。どうか試験制度を改正して學課教授制度にし、學生にして未だ達しない處があつたならば、官に於て之を教授して、決して試験によつて高下を定めないようにしてもらいたいものである。其上に法式すべき道德者を表彰する尊賢堂を制して、天下の道德の士を延き、行の賓敬すべきものを彰する待賓齋、吏の師法なるべきものを彰す吏師齋を定めて、士人の行爲を檢察する制度を立てられたいものである。又謂ふのに

『元豐年代から以來利誘の法を設け國學貢生の定員を増して五百人とした。そこで國學に來る

ものは奔湊して居る。皆父母を養ふを捨て、骨肉の愛を忘れ、道路に往來し、他國に寄寓するに至つた。爲に人心日に輕浮となり、士風日々に薄弱になつたのである。であるから國學貢生の定員を減じて百人だけとし、他の四百人は各州郡の定員の少い處に分配せんことを欲する。斯様にしたならば、自然に士人が郷土に安んじ、各自の孝愛心を養ひ、奔趨流浪の志を息めて、風俗も亦幾分敦厚になるであらう。』

又言ふ

『三舍外補の制度（宋の國學には外舍内舍上舍の三段階を設け、生徒は初め外合に入り、月に一度私試を行ひ年に一度公試を行つて、登第したものを内舍に進める。一年を経過して試験に通過したものを上舍生とする制度なり）に於て文章を考查し、行迹を責める試験法を行ふが、是は有司の治績考查に適用すべき方法であつて、決して學校に於て才能を教育し、秀才を論定する所以の方法ではない。思ふに斯様な方法を採用するのは、朝廷が法を發布して之を官に與へると、長官は其法を守るだけで、其を實際に施行するのではない。凡て下僚の屬吏の手によつて一々の事項が處理されて行くのである。で、遂にば下僚が却つて上司を制御する結果となるか

らであらう。此が後世其成績の擧がらない理由である。が或人は謂ふ「長官次官に其人を得ればよいのであるが、もし其才を得なかつたらば、却つて、下僚が嚴密に法を守つて姦惡を防閑するの詳密に若くものはあるまい」と、けれども先王の制定した法は適當な人を得て始めて行はれたのではないか。其に何ぞや、人を得ないようにする爲の法を設けるなどは未だ聞いたことがない。若し長官次官に其人を得なくて、教育の道を知らないで、虛文密法を徒守したならば、どうして人材を養成することができようや』

六

明道先生の行狀記に

『先生が澤州晉城の命であつた時、所用あつて役所に來る民に必ず家庭内に於ては孝弟を盡し、家庭外に於ては忠信を行ふべき所以を説き聞かせた。郷村の遠近に従つて伍保組合を作らせて、力役に扶助し合ひ、患難に振恤し合はせて、姦偽の入る餘地をなくした。凡そ孤寡殘廢の者は親戚郷黨に扶養の責任を負はせて、生活を失ふことのないようにした。行旅の領内を通過するもの爲に疾病療養所を設けた。教育の點に就ては、諸郷に學校を設け、餘暇のある時

には親ら臨んで父老と談合した。兒童の讀む書は親ら句讀を訂正して遣つた。善かざる教師は取換へた。子弟の中の秀才は特に聚めて之を教育した。郷民には結社を組織させて、科條を立てて善惡を權別して民を善に勵ませ廉恥の念を養ふようにしたのであつた。』

七

萃(卦の名)の卦辭に「王有廟イダに假イダる」とある。程傳の解釋は斯様に言つて居る。

『天下の群生は非常に衆多である。けれども、宗廟の祭祀に於て其歸仰を一にすることができぬ。人心は本來出入時なく容易に其在處を知り得ないものである。然るに宗廟の祭祀に於て能く其誠敬を致すのである。又鬼神は其存在の計り得ないものである。然るに宗廟の祭祀に於ては其處に來至する。天下に於て人心を萃令し、衆心を總攝する方法は一つではない。けれども其至大なものは宗廟に過ぎたものはないのである。で、王者が天下を萃めるのに宗廟に至るのは萃道の至れるものである。報本の祭祀なるものは本來人心に其基礎を有つて居るものであつて、聖人は其禮を制して只本心の徳を全くさせたのに過ぎない。孟春に獺が魚を祭り季秋に豺が獸を祭るのも、其本然の性に基いて居るのである。(易傳)』

八

古に於ては北方邊備の戍役は再期即ち二十四ヶ月で還るのである。今年の春暮に戍役に行く。明年の夏交代者が行く。けれども前戍者はまだ其儘止まつて、北狄の秋の強襲に備へるのである。十一月が過ぎてから始めて歸る。又明年の中春に交代者を遣る。けれども前戍者は冬まで止まつて居るのである。で、秋と初冬とは兩番の戍者が皆疆圉に居ることになる。今(宋)の防秋なるものは即ち是である。(經說)

九

先王は一事として天時に順はないものはない。で、冬至の日には關を閉ちて兵を休め商旅は休息するのである。(遺書、下同じ)

十

韓信が軍旅を統轄運用して多々益々辦じたのは、彼が軍旅に於ける衆兵を統御處置する事理に明通して居たからに外ならない。

十一

伊川先生。

軍隊を統帥する人でも亦嚴格だけでは用をなさない。其處に法を心得て居なければならぬ。今假りに千人の士卒を帥ひて、其に時に依り節に臨んで喫飯させると云ふただこれだけのことも、其を能くし得る將帥が幾人あらう。

嘗て漢景帝の時周亞夫が七國の亂を討伐した時、夜半に敵の襲撃の爲軍中遽に驚愕した。その時亞夫は臥して敢て起きなかつたと云ふことであるが、思ふに、亞夫が起きなかつたのは、自分の配した警備の確實を信じての事であるから立派な態度である。しかし夜襲の爲に軍中が驚愕するようでは未だ全きを盡して居なかつたのであるから、以て善とするに足りない。

十二

天下の人心を管攝すること、即ち宗族を收斂し、風俗を敦厚して人をして其本を忘失させないようにするには、須らく家統の譜系を明かにし、其によつて世族を收斂し並びに宗子の法を立てるべきである。

十三

宗子の法が崩壊してしまつたならば、人各自分の出て來た親族を知らない。四方に流轉するに従つて往々にして未だ斷絶に至らない親族でも、互に識らないような結果になることがある。今假りに當今の大臣の家に於て宗子法を行はしたならば、必ず一族を拘守し得るであらう。其が爲には唐時代の様に宗廟を建てて、其上に田祿を家の各人が分轄しないで、宗子一人をして之を掌らしめるようにすべきである。

十四

何人の家に於ても、毎月一回會合をして族人を聚合すべきである。古人は花樹の法（春花の開くに當つて花下の宴飲をなすを言ふ）宗會の法によつて宗族を聚めたが、面白い趣向である。又遠方の族人が來た場合にも亦一族の會を行ふべきである。凶事嫁娶の類には特別に互に慶弔し合ふて骨肉の意志を相疎通せしむべきである。親戚が日に疎くなるのは、相見ない爲に情が疎隔することから來るものである。

十五

冠昏喪祭は禮の最も大なるものである。然るに今人は殆んど其を理會して居ない。豺獮の類も

本に報ずるの祭を知つて居る。今の士大夫の家は多くこの點を忽にして居る。生親の奉養にのみ厚くて先祖を粗末にするのは甚よろしくない。自分は嘗て六禮の大略を考定した。其には各家には必ず廟を設け、廟には必ず木主を安置すること。月朔には必ず新物を薦め、四時の祭は仲月に行ひ、冬至には始祖を祭り、立春には始祖以下の先祖を祭り、季秋に父を祭る、忌日には木主を遷して正寢に祭を營むように定めた。一體死者に事へる禮は生者に奉養するよりも手厚くすべきである。凡そ何人の家に於ても是等の數者を行ふたならば、幼者にも漸次に禮義を知らせることができるであらう。

十六

父祖を葬るべき墓穴塋域を卜するのは、其土地の美惡を卜定するのである。若し其土地が美であれば神靈が其處に安んじ、従つて其子孫は繁榮するからである。地の美と謂ふのは、土色が光潤で草木が繁茂するのが其徵驗なのである。然るに禁忌に拘泥するものは、土地の方位を撰び日の吉凶を卜決する。更に甚しいものは、死者に奉ずるを先としないで、後者を利するや否やを先計とする。是は決して孝子が父祖の柩を安措せんとする心遣ひではない。が唯五患即ち

他日道路となり、或は城廓となり溝池となり、或は村落となり耕地となる憂のある處だけは慎重にして避けなければならぬ。(文集)

十七

正叔(伊川先生)言ふ。某が家は喪禮には佛教を用ひません。洛に於ても亦之に化せられて一二佛教喪禮を用ひない家がある。(遺書、下同じ)

十八

今の家族制度には宗子なるものがない。従つて朝廷に對して世々仕へる臣がないのである。若し宗子の法を立てたならば、何人も祖を尊び、本を重ずることを知るであらう。本を重ずる以上は自然に朝廷の勢が尊くなるであらう。

古は子弟は父兄に順從した。然るに今は父兄が子弟に従ふようになった。それは本を知らないからである。あの漢の高祖が沛を降さんとした時の如き、只帛書を父兄に與へて降らんことを告げた。其時に父兄はよく其子弟を従へて高祖に従つた。又司馬相如が蜀に使した時の如き書を送つて父老を責めた。其後子弟は皆父老の命を聽て従つたのであつた。其には只一箇の尊卑

上下の差別があつたからなのであつた。宗子の法も亦之と同様である。この法がなくて、どうして朝廷の勢が尊くならう。其上に宗子の法を立てるのは自然の理數である。譬へば木根から直上する根幹があると同時に其から派出した旁枝があるようなものであり、又河は如何に長くとも源があり且其分派がある如く自然の状態なのである。けれども又旁枝が大きくなつて更に旁枝の根幹となるものもある。即ち「古にあつては天子は封建國家を建てて諸侯を封じた。封ぜられた諸侯は宗子でなくても宗を自分に遷して宗廟を建てる」と云ふことであるなどは其である。

十九

邢和叔が明道先生の行狀を述べて謂ふに、

「先生は堯舜三代帝王の政治が博大悠遠で、上は天下は地と流を同じくするものがあることを默識して居られたと云ふことは固より言を待たない處である。禮樂制度文爲を興造するから、下使師用兵戰陣までも講じて其極に至られないものはなかつた。外にしては夷狄の情狀、山川道路の險易、邊鄙の防禦、城寨斥候禦護に至るまで究知して居ないことはなかつた。のみなら

ず、吏事の操決、刑法の文、帳簿にも亦精密詳練して居た。先生の如きは實に通儒全才と謂ふべきである。(附録)

二十

王介甫(安石)が「刑律の書は法を示して非を禁ずるものであるが、治法教化の點からは漸く八分位よいだけで、尙根本に於て欠缺がある」と謂つたのは、言ひ得て盡して居る。(外書)

二十一

横渠先生

兵謀や師律は聖人は己を得ずして之を用ゆるのであつて、決して好んで用ひるのではない。であるから、其術が三王の方策や歴代の簡書に載つて居るのである。で、志士仁人だけは聖人が兵を用ゆるの精意の遠大なのを識つて、兵備を求めて豫め備へ、敢て忽諸に附しないのである。(文集、下同じ)

二十二

刑に處せらるべきものの中、情狀の輕きものを肉刑(墨、劓、剕、宮)に處したならば、幾分民

の死刑に處せられるものの數を減するであらう。此以上に罪を輕減したならば、民心が散逸して、遂には犯罪を輕視するに至るであらう。

二十三

呂與叔が横渠先生の行狀を撰述した。其に

「先生は慨然として三代の聖治を行はんと欲する意があつた。民を治むることを論ずる場合には、第一に耕地の經界を嚴正に區劃するを急務として居られた。嘗て謂はれるに「仁政を行ふは耕地の經界を嚴正に區劃することから始めるべきである。之を忽諸に附して貧富の懸隔が大となり、民の教養に法がなかつたならば、其治は苟且のものに過ぎない。」

經界を正すことの實行難を口にするもの辭柄とする處は、忝かに富者の耕田を奪取しなければならぬが、其は到底でき得ないことであると言ふ點であるが、然し之を行つたならば、悦ぶものが多いのであり、且之には方法がある。數年の後を期して行ふたならば、一人を刑罰することもなくして實行し得るのである。只憂ふべきは上位にあるものが之を行はないだけで、實行し得ない問題ではない」と謂つて其方法に關して次の様に述べられた。「たとへ其を一度に全

天下に行ひ得ないにしても、先づ之を一郷に行つて其實績を徴することができる。第一に學者と古代井田の法を研究して、共に田一方を購つて之を數井に區劃し、其各に上は公家の賦役を失はないようにし、退て其私田を以て經界を正し宅里を分ち、收斂の法を立てて凶旱水溢の爲の儲藏を多くし、學校を興して禮俗を成し、苗災を救ひ患憂を恤み、農夫に手教くして、商工を抑へたならば、先王の遺法を推して之を當今に施行し得ることを明かにする充分であらう。此等のことは實際に行ひたいと考へては居るが、未だ成し得ないで居る」

二十四

横渠先生が雲巖の縣令であつた時には、凡ての政事は質實の氣風を厚くし習俗を善くするを以て先務とした。毎月吉日に酒食を調へて郷人の高年者を縣役所に招ひて宴會を催し、親しく酒を勧めて、人をして老者を養ひ、長者に事へる道を知らしめた。其時民の疾苦を尋ね、又子弟を訓戒する所以の意を告げたのであつた。(行狀)

二十五

横渠先生、

古は東宮があり、西宮があり、南宮があり、北宮があつた。斯様に宮を異にしては居たが資財は共産であつた。この禮も亦現代に之を行ふべきである。古人は遠慮であつた。と云ふのは、斯様に異宮であれば、見た目では相疎遠になるようであるけれども、其實は斯様にして始めて能く相互に長く親しんだのであつた。思ふに數十人から百人近くの大家族では、其飲食衣服は自ら齊一にし難いのである。で、異宮にしたのであらう。又宮を異にしたのは、其宮内に於ては子をして親に對する愛情の伸張を容るす、即ち子供の親に對する私情を此處に避ける爲であつた。子として其父を獨占しない時は、子たる意味をなさないのである。古の人が人情の曲を盡すのは實に極はまつて居る。若し同宮に伯父叔父が居たならば、子たるものはどうして獨り自分の父にのみ厚くし得よう。又父たるものもどうして之を愛し得よう。父子宮を異にするのは命士以上のことである。貴くあればある程この差別は嚴重である。で、この異宮の制度は現代の逐位の制度と同じであつて、決して異居ではない。(樂説)

二十六

天下を治めるには、井田制度に依らなかつたならば、到底財産の平均を得ることはできない。

周の政治は財産分配が極めて公平であつた。(語録、下同じ)

二十七

たとへ井田制度に復歸しても、現在の郡縣制度から封建制度に復歸しなければ、天下は紛争の患から免れて、平定を將來することはできない。

近思錄 卷之十

凡六十四條

君子處事之方(政事)

伊川先生の上疏に

「一體鐘なるものは、怒つて之を撃つた時は武けしい音を出し、悲んで之を撃つた時は哀調を帯びるものであります。其は誠意が鐘に感入するからなのであります。人に告げる場合とても同様であります。古人が君に言上する時は齋戒したのは之が爲であります。臣は前後兩度進講の榮を得ましたが、未だ嘗て宿齋預戒し思を潜め誠意を存して、上の御心に感動を與へ申さんことを希はない場合とはありません。若し職事に營々として其思慮を紛擾させて、上の御前に至るを待つて始めて其辭説を飾り、徒らに頬舌を以て人を感動させようとする等は、實に

淺薄この上もないものではありませんまいか。』(文集、下同じ)

二

或人が上奏文の草藁を伊川先生に示した。其返事の手紙に

「貴方の言ふ處を見るに、寇亂が起りはしないかを畏れるのを以て専ら主として居る。けれども頃(伊川の名)は民を愛すべきことを最先に述べ、次に百姓が饑て將に餓死せんとして居る状態を力言して朝廷の哀憐を乞ふようにしたいと思ふ。序に若し此儘にして置たならば寇亂の起らんも測り難いと言つて置けば充分であると思ふ。これなれば、君主に上奏する體を得て居るのみならず、實際の状態も將に其通りである。然るに貴方は財物を求めて其によつて民の生命を助けようとして居る。けれども君主に乞ふに仁愛を以てしたならば、反つて財を輕んじて民を重んじ、救を垂れるであらう。然るに利害を以て君主を懼れさせたならば、反つて財を恃んで自衛の策を講ずるでありましょう。古の時には、一丘の微賤の民の心でも之を得たならば、天下の民心悉く之に歸したのであつた。然るに今代に於ては、兵を以て民を制して民を懼るるに足らずとし、財を以て衆を聚めて財を重んずるようになった。財を聚めるものを能守者とし、

民心を保つものを反つて迂遠なりとして居る。であるから須らく誠意を以て述べて上の心を感動させ、忍びざるの心を有つように希ふべきである。これより外に善い方法はないと思ふ。」

三

伊川先生、

明道が邑を治めた時、民の事に關する場合には、衆人の所謂法の制限外のことを敢行したことが多かつた。けれども、法に大背することはなかつた。衆人も亦之を甚だ駭きはしなかつた。からと言つて其を明道が施さんとした志の全部であると謂ふのは當らない。彼の志はもつと偉大なものであつた。が、斯様な處置によつて僅かに補ふ處ある點だけでも、今の政を爲すものに過ぎること遙かに遠いのであつた。人或は彼のこの態度を異んだかも知れない、けれども目して狂とするまでには至らなかつた。批評するようになるのは大に駭くからなのである。何はともあれ、誠を盡して邑政を取扱つた以上、其が容れられずして去ることになつても、遺憾はないであらう。

四

明道先生

たとへ微賤な一命の士でも、物を愛するの心を存したならば、何等か人に對して濟ふ處があるであらう。上位者にあつては言ふまでもない。

五

伊川先生、

君子は訟の卦の水行が天行と逆行する象を見て、人間に争訟があるのを知るのである。凡そ事を爲すには先づ其始端に當つて謀慮を廻らすのである。で、事の始に當つて争訟の端を絶滅したならば、争訟は生じないで済むであらう。始端を慎重に考慮することの必要は其のみではなく更に一層廣い朋游親戚を慎しみ契券を明確にして置くなども其である。(易傳、下同)

六

師(卦の名)の九二は師卦の主體である。師の主であるからと言つて其を恃んで獨斷專行する時には、臣下としての道を失ふのである。けれども又、專行しなかつたならば師は成功しないのであるから、中庸を得るを吉として居る。凡そ師を統帥するには威と和とが並び行はれたならば吉である。

ば吉である。

七

魯の國は周公を祀るに天子の禮樂を用ひたと云ふ論がある。之に就て是非を論ずるものがあるが、或人は周公は人臣の爲し能はざる功業を成し遂げたのであるから、人臣の用ゆべからざる禮樂を用ゆることができたのであつたと謂ふて居る。けれども、此は人臣たるの道を知らなないものである。周公の位に居たならば、周公の事業を爲すべきである、即ち其位置に由つて、其位置の職事をなすのは爲すべき當然の事をなしたのである。で、周公は只職事を盡したに過ぎないものである。之に由つて魯が周公を祭るに天子の禮樂を用ひたのを論ずるは當らない。

(師九二の傳)

八

大有(卦の名)の九三に「公用亨于天子。小人弗克。」とある。程傳の解釋には斯ふ謂つて居る。「九三の爻は大有の時に當り、諸侯の位に居り、其富盛を有つて居て、必ず天子に亨通する。其意味は其富盛な所有を天子の有とするを謂ふのである。是乃ち人臣の常義である。若し小人

がこの地位に居たならば、富有を専有し、己を空しくして、上に奉公することを知らないのである。で、「小人は克くせず」と言つてある。

九

人の随ふ所は多くは其親愛する所のものである。一般人の情では、愛するものには其長所だけを見、惡むものには其短長だけを見るものである。で、妻孥の言はたとへ間違つて居ても、多く之に従ひ、憎むもの言は善くても惡とするのである。で、親愛の情から人に随ふのは私情によつて居る。どうして其が正理に合致し得よう。であるから、隨(卦の名)の初九に「(私情の門から出て交れば功あるなり)」とあるのである。

十

隨(卦の名)の九五の象に「孚于嘉、吉、位正中也」とある。程傳の解釋は「人に隨ふのは中庸を得るをよしとする。人に隨ふに防止すべきことは過度である。思ふに心から悦んで隨ふ時は其過度を氣附かないものであるからであらう。」

十一

坎(卦の名)の六四の爻辭に樽酒、簋贰、用缶、納約自牖。終無咎。とある程傳の解釋は斯ふ言つて居る。此は人臣が忠信善道(樽酒、簋贰を指す)を以て君心に結び入るには、必ず君主の明(開を指す)なる處からしたならば、君主の心に理解させることができようと言ふ意味である。人間の心には蔽はれて明かならざる處と、通達して明かなる處とある。であるから、其の明處によつて之に告げるべきである。したならば容易に信ぜられるのである。で爻辭に「約を納るるには開よりす」と言つてある。斯様にしたならば、たとへ艱難の時と雖遂に咎なきを得る。例へばあの君主が荒樂に耽るのは其心が蔽はれて居るからである。斯様な場合に如何に力めて荒樂の非を誣つても、到底顧みられないのを如何ともすることができない。けれども、其點を避けて明かに知つて居る事柄から説き始めて漸次に其事に推及して説いたならば、所行の非を悟らせることができるのである。古から能く君主を諫めた人はこの方法によらないものはない。其證據に評直強勁な諫者は受け容れられないけれども、溫厚明辨な諫者は多く受け容れられるのである。

このことは唯に君に告げる場合のみでなく、教育をする場合も亦同様である。即ち先づ其人の

長所に就て教へるのである。長所とは心の明なる處である。其から入り込んで、漸次に其餘の不明なる處に推し及ぼすのである。孟子が「徳を成し才を達する」と云ふのは即ち是である。

十二

恒(卦の名)の初六に「凌_レ恒_ニ貞凶_ニ」とあり象傳の辭に「凌_レ恒之凶_ハ始求深也_ニ」とある程傳の解釋は斯様に言つて居る。

「初六は最下位に居て、其正應者は九四である。けれども九四は剛の性を以て高位に居り、又九二九三の爲に隔てられて、初六に應ずるの志が常と異つて居る。然るに初六は九四に求めること切なるものである。これ初六は常を知つて變を知らないものである。世の故舊を責望して悔咎に至るのはこの卦の意味と同じく恒を深く知つて變を知らないからである。」

十三

遯(卦の名)の九三に「係_レ遯_ニ有疾_ニ厲_ニ畜_ニ臣妾_ニ吉_ニ」とある程傳の解釋は斯うである。

「係戀の私恩は、僕隸女子を懐くるの道である。であるから、これによつて臣妾を畜養すれば吉である。が、君子は小人を遇するにさへも、決してこの係戀によつて其處置を姑息すること

はないのである。

十四

睽の象辭に「君子以同_レ而異_ニ」とある。程傳の解釋は斯うである。

「聖賢が世に處するには、若し其が天理の常である場合に在つては、人と同一行動に出でないことはない。が世俗一般が同一行動に出るからと言つても、時あつて聖賢だけは獨り異行する場合がある。人と大同すべき場合にも一致し得ないものは常を亂り理に拂るものである。獨り異行すべき場合に異行し得ないものは、俗に隨ひ非を習ふ人である。で、人に同じ乍ら、又特異をなし得ることが最も肝要である。」

十五

睽の初九の程傳は斯様に言つて居る。

「同徳同性質のものが相與に居るけれども、睽(乖く意)の時に當つては小人の乖異するものが非常に多い。が、若し之を棄絶したならば、殆んど天下を以て君子に仇するに幾かい。こうなつたならば君子としての含弘の義を失して、結果は凶咎となるのである。どうして不善な小人

を化して自分に合致させることができよう。で、爻辭に「惡大を見たならば咎はない」と言つて居る。古の聖王が姦凶を感化して善良者となし、仇敵を化して臣民となし得たのは、彼等を棄絶しなかつたからである。」

十六

睽の九二の程傳は次の様に解釋して居る。

「睽(乖く意)の時に當つて君臣上下の心が未だ一致して居ない。で、賢臣(九二)が下位に在つて、力を竭し誠を盡して信念せられんことを努めて居るのである。即ち内至誠を竭して君心を感動させ、外力を盡して國政を扶持し、更に義理を推明して君の知を増し、蔽惑を杜塞して君の意を誠にすることなど諸方面に努力して信念せんことを求めるのである。遇と云ふけれども、決して道を枉げて迎合するのではない。又巷と云ふのも決して邪僻で曲徑によるのではない。で象辭に「遇主于巷、未失道也」と云つてある。」

十七

損(卦の名)九二に「弗損益之」と言つて居る。其程傳の解釋は斯様に言つて居る。

「自分の剛正貞固を毀損しないで其君主を益するのが眞に益するのである。若し剛貞を失して柔悅を以てしたならば、其は君主を益することはできないで、反つて之を毀損するに充分である。世上の愚者にはたとへ邪心を有つて居ないにしても、唯力を盡して君主に従ふのを以て忠とするものがある。其は自分の剛貞を毀損しないで、君主を益する道を知らないからである。」

十八

益の初九の爻辭に「利用爲大作。元吉。無咎」とあり、象傳に「元吉無咎。下不厚事也」とある。程傳の解釋はこう言つて居る。

「下位に在る初九の如きものは、本來から言へば厚事を處理すべき者ではない。厚事とは重大事件であるから、上位にあるものが任とすべきことである。然るに初九がこの大事件に當るのであるから、必ず能く大事を濟し遂げて元吉であつたならば始めて咎なきを得るのである。彼が善く元吉を致したならば、上位にあるものは大事を任すべき人を知つて居たことになり、自分は大任に勝へ得たことになるのである。若しそうでなかつたならば、上位者も下位者も共に

咎を蒙るのである。

十九

改革を行つても大なる利益がなければ、やはり後悔するであらう。況んや改革によつて人を害する場合は言ふまでもない。これ古人が改革を慎重にした譯である。

二十

漸の九三の爻辭に「利禦寇」とある程傳の解釋はこう言つて居る。

「君子と小人と相比して、君子が自らを律するに正しきを以てしたならば、豈唯君子だけが自分を完全にし得るのみではない。亦共に比した小人をも非義非道に陥らないようにさせることができる。是れ即ち順道を以て相保つて其惡を禦止するのである。」

二十一

旅の初六の爻辭に「旅瑣々。斯其所取災」とある程傳の解は斯様に言つて居る。

「初六は旅の最下に居るから志卑しき人である。この人が旅中の困窮に居るのであるから、鄙猥瑣細どんなことでもしないことはないのである。これ彼が侮辱を招き災咎を取る所である。」

二十二

需族に居ながらも、剛毅が過ぎて自ら高くするのは困災を招く所以の道である。

二十三

兌の上六の爻辭に「引兌」とあり象辭に「未光也」とある。程傳の解釋はこう言つて居る。

「上六は兌の終りで兌即ち悦ぶの道は既に窮極に至つて居る。然るに又延引して悦ばんとして居る。たとへ悦ぶ心は已まなくても悦びの事理既に過ぎ去つて實際に於ては何等悦ぶべき點はない。凡そ事の盛時には光輝があるけれども、既に窮極に行つて居るにも拘らず、強て延引して悦ばんとして居る。無意味極まるものである。どうして光輝があり得よう。」

二十四

中孚の象傳に「君子以議獄緩死」とある。程傳の解釋はこう言つて居る。

「君子が獄を議するに際しては其誠(孚)を盡すだけである。死刑を決するに際しては憫々の情の極まるものがある。凡そ天下の事に於て一として其忠誠を盡さない場合はない。けれども罪を議り死刑を決するは尤も慎重にする所である。」

二十五

何事によらず時によつては中庸を過ぐすべきである。かくして始めて宜しきに適合するからである。けれども大いに過ごしてはならない。過度の恭敬、過度の哀愁過度の儉約の如く、大いに過ぎたるはよろしくない。これ少しく過ぎたるは宜しきに順ふとする理由である。か様に小しく過ぎても宜しきに從ふから大吉なのである。(小過の傳)

二十六

小人の患を防ぐには、自分が嚴正に思慮行爲するのが最先の急務である。(小過九三傳)

二十七

周公は其心極めて公平で、一點の私心がなかつた。進退悉く道に合致して利欲に蔽はれることがなかつた。己を遇するに謹嚴で常に敬畏の心を失はず、其誠を存するや蕩々然として坦平で、前後を顧慮するの意はなかつた。これこそ周公が危疑の地に在り乍ら、其聖を失はなかつた理由である。詩に周公のこの心を寫して公孫コソノ碩膚コソノ赤鳥コソノ几几コソノと謂つて居る。(經說、下同)

二十八

二十八

民情の善惡を探察し、賢才を訪求するは使臣の大務である。

二十九

明道先生は吳師禮(字は安仲、錢塘の人)、と王介甫(安石)の學の錯れる點を談論して、師禮に謂つた。この議論を王介甫の耳に入れて呉れ。自分とても敢て自分の論が是であると考へては居ない。若し彼に説があつたならば、往復論難したいものである。これは實に天下の公理であつて彼我の差別等はあるべき筈はない。若し果して能く其疑惑を明哲にし得たならば、介甫に於て益する處がなくても、必ず我に益する點があると思ふ。(遺書、下同)

三十

天祺(名は戩、字は天祺、張橫渠の弟)が司竹の官にある時に常に一卒長を愛用して居た。が將に代らんとするに及んでこの卒長が笥皮を竊盜して居たのを見附けた。其處で早速其罰を定め、少しも假借する處はなかつた。けれども既に罰してからは、其犯罪を根に持たないで、從前の通り遇して少しも意に介しては居なかつた。彼の徳量の深きこと實に斯の如くであつた

序に「言はんと欲してしかも遲疑する態度」を評して謂はれるに「若し其が口を開くべき時であるならば、たとへ相手の頭首を求めるような言ひ苦いことでも進んで言ふべきである。斯様な場合の議論は恐らく精密確實なものがあつて断然と言ひ放つであらう。」

學問と云つても、必ずしも讀書のみではなく、須らく一々の事上に就て學ぶべきである。豈は事の意味である。事と云ふのは、對他的に民を振ふことから對內的に自分の徳を治めることまで、凡て事でないものはない。で、これ等に就て一々の事實に就て知る處あつて始めて能く其實を擧げることができる。必ずしも讀書によつてのみ始めて學問をすると限らない。

明道先生が一學者の多忙急迫な様子を見て、其譯を問はれた。其學者は答へて謂つた。

「澤山な人事を處置しようと欲するからだ。」

先生は之を聞いて

「自分とても、人事を周旋處置しようと欲しなかつた譯ではない。が今まで嘗て貴方のように急迫多忙なことはなかつた。」

胡安定の門人は往々にして古聖王の道を稽へ、民を愛撫することを知つて居るものがある。これ等には政治に携はる資格が充分にある。

門人の中に「自分は人と共に居て、若し其人に過があつた場合に之を忠告して遣らなければ、落附かない。が、忠告しても其人が受容れなかつた場合にはどうしたらよろしいでしょうか。」と聞いた。先生は答へて「なる程一處に居乍ら、其過を忠告してやらないのは忠とは謂へない。然し忠告しない以前に相互に誠意が交通してさへ居れば、如何なる言葉でも其儘相手は之を信するのである」と謂はれた。又或時「善を責むるの道は、言葉數が多くて誠意の足りないよりも、言葉數が寡くて誠意が餘りあるようにしたならば、相手に益があるのみでなく、自分に取つても煩辱の憂がないのであらう。」と謂はれた。

三十六

自分の爲すべき職事は、巧圖を以て之を免れることがあつてはならない。

三十七

『是の邦につ居ては、其邦の大夫を非議しない』と云ふ禮の上の教は、最もよいことである。

三十八

『どんな瑣細な事柄でも、之を粗末にしない』と云ふことは最も困難な事である。

三十九

大任に當らんと欲したならば、須らく篤實であるべきである。

四十

凡そ人の爲に言ふ場合に、理路は整然として居ても、怒氣を含んで居たならば、反つて逆拂を招くであらう。之に反して理路整然として居り、且つ氣を温かにして言へば、相手の聽順を克ち得るであらう。

四十一

四十一

下位にあるものが、現代に生活して現代の法令に安んじないのは、義に違ふたものである。政治を論ずるのでも、其を實際に施行しなければ其までであるが、若し實際に施行するなれば、須らく現行法令の範囲内に於て適當な處置をすべきである。其が義に合致した態度である。現行法令を改更して後爲さんとするが如き、何んで其が義であらう。

四十二

今の監察官は州長知縣と一體になつては居ない。監察官は州縣の行政の實蹟だけを伺察しようとして居り、州長知縣は非を掩蔽することを専ら仕事として居る。斯様に乖離しないで、協同して治蹟を向上するに若くものはない。若し逮ばない點があつたならば、教ふべきものは之を教へ、督すべきものは之を督すべきである。其上で、甚しく聽従しないものを選んで一二を免職させて、衆官を警告すれば、其で充分であらう。

四十三

伊川先生、

大抵の人は人事の多端に忙殺されるのを嫌ふ。又或人は人事の多端を憫へて之を簡潔にせんこ

とを欲した。けれども如何に世事が多からうとも、一として人間の事でないものはない。人間が人事を厭ふて、誰れに之をさせようと云ふのであるか。

四十四

一時の感慨によつて、前後の計慮もなく身を殺すは容易である。けれども従容として熟慮の上義を行ふことは、容易に爲し得ることではない。

四十五

或人が伊川先生に勸めて「今少し朝廷近習の貴顯の人に禮を加厚せられては如何ですか」と謂つた。共に對して先生は

「禮を盡せと責められるなれば解つて居るが、禮を特更に加へよと責められるのは以ての外のことである。禮を盡しさへすれば其で充分である。どうして殊更に加増する必要があらう。」

四十六

或人「主簿（縣令の次席）は縣令（縣の長官）を補佐するものである。然るに縣令が若し主簿の爲さんと欲する處に従はなかつたならば、どうしたらよいでしょうか」

伊川先生「その場合には誠意を以て動かすべきである。一體長官と次席とが和合しないのは、私意を以て争ふからである。縣令は長官であるから、父兄に事へるの道を以て事へ、過失は自分に引受け、事功は只管縣令に歸するようにすべきである。この誠意を積んだならば、何人と雖之を動かし得ないことがあらうか。」

四十七

或人「誰でも議論をする場合には、多くは自分の論を立て通さうとして、容易に他人を取捨容れる包容の氣象のないものである。これは其氣象が和平でない爲でしょうか。」

伊川先生「氣象が和平でないからであると言ふまでもない。其上に胸量が狭いからである。一體人の胸量は學問識見に比例するものである。中には識見徒らに高いにも拘らず、識の長じないものもあるが、實は其は其人の識見が充分に出來上つて居ないからなのである。他の何事でもが強ひて爲し得るものであるが、學識と胸量だけは強ひて爲し得るものはない。人によつて或は斗の如き胸量を有し、或は釜斛の如き胸量を有し、鐘鼎の如き胸量を有し、或は江河の如き胸量を有して居る人がある、中に就て江河の如き胸量は大なるものであるに遠はない。けれ

ども、其には涯限がある。涯限があれば満ちる時がある。然るに天地の如き胸量だけには満ちることがない。で、聖人の胸量は天地の如き量である。其は即ち道なのである。けれども、常人の胸量に至つては、氣稟だけであつて際限がある。常人六尺の軀に存する力量と等しい。満たないことを欲しても其は不可能である。あの鄧艾は三公の位に居り、年齢七十で立派な態度を操つて居た。けれども蜀を降、の功を立てるに及んで、自ら矜りとした。是即ち其心に満ちたのである。又謝安は其姪謝玄が苻堅を破つた報を受けた時は客と碁を圍んで居た。戦捷の報を受けても喜んで心を動かさなかつた。けれども、歸るに及んで覺えず屐齒を折つた。強て廣量を装ふても其は不可能なことである。更に又あの大醉の後益々恭謹な態度をする人の如く、酔ふて唇一層恭謹な態度をするのは、既に動搖して居る。勿論放肆な態度を採るものと同一ではないけれども、酒によつて動かされるのは同一である。又貴公子が位が高くなればなる程謙遜するのも、既に動かされて居るのである。驕慢なものと同一に論ずることはできないけれども、位の爲に動かされるのは同一である。然るに道を知る聖人だけは、胸量自然に宏大であつて、何等の努力を用ひないででき上るのである。

今人に所見の甚だ卑下なものがある。其は外でもなく、只其學識胸量が足りないからなのである。

四十八

人若し事を公平にしようと思ふ意が起きたならば、其儘其は私心なのである。昔朝廷の官吏の審選を典つた人があつた。自分の子弟が審選される場合には、敢て私嫌を避けて之を掌らなかつたと云ふことであるが、其は便ち私心なのである。人はよく謂ふ「昔は公平を期する爲にも敢て私嫌を避けなかつた。然るに後世は其が爲に避けて居る」と此は其を行ひ得る人がないからであつて、どうして時の異であらう。

四十九

司馬君實(名は光、伊川の傳に出づ)が伊川先生に嘗て「誰れか一人の給事中を任官したいと思ふが、誰がよからう」と問ふた。伊川先生は答へて謂つた。

「若し初から人才を泛論したのならば、或は却つて申上げたかも知れないが、今この様になつてからは、申上げたたくも申上げられない。」

君實「公の口から出て自分の耳に入るだけで、誰も聞くものはない。差支へないではないか」
けれども先生は終ひまでとうとう言はなかつた。

五十

伊川先生

「韓持國(名は維、韓絳の弟)の様に義に服従する人間は、容易にあるものでない。或日自分は持國、范夷叟(名は純禮)と三人舟を穎昌の西湖に浮べた。間もなく韓持國は或役人が持國に上書して謁見したいと望んで居ると云ふことで席をはずした。そこで自分は定めし緊急な公事であらうと思つて居た。けれども歸つてから聞くと、見知り置きを求めたに過ぎないと云ふことであつた。そこで自分は云つた。『一體貴方が大官の位に居るのに、却つて人を求めないで、逆に人に求められようとする運動をさせるとはどう云ふ譯であるか、事理轉倒のように思ふ』
夷叟「貴方の生一本から左様言はれるが、自己推薦の上書は、日常茶飯事で誰でもすることです。』そこで自分は『いやそうではない。これまで來り求めないものには與へず、來り求めるものには與へたから、遂に人が斯様な處置に出るようになったのだ』と云つた。韓持國はこの正論に推服した。

論に推服した。

五十一

伊川先生はその序に言つた「自分が今日己の職を務めるには之を以て第一緊要事として、其以外の事は殆んどしない。轉運使に申達する書状は吏人に押印させて、自分は嘗て署名をしたことがない。一體國子監の役は臺省に直接係屬して居る。臺省は言ふまでもなく朝廷の官である。然るに轉運使の如きは外官に過ぎない。用事があつたならば此方にこそ上申書を差出すべきである。それに何ぞや臺省の官から外官に花押の上申書を出す等は本末轉倒であつて、そんな理があるべきでない。只従前の人が利害のみを打算して事體其物を較計しないから、斯様なことになるのである。聖人が名分を正しくしようとした處を見るべきである。したならば名分が正しくなければ、禮樂は興らないのを會得するであらう。これ當然來るべき結果なのである。

五十二

學者は水利行伍貢賦の如き世務に至るまでも、通達しなければならぬ。天下の事は譬へば一家の如くであつて、自分がしなければ、必ず他人がすることになり、甲がしなければ、必ず乙

がすることになるからである。

五十三

常に事に當るに先立つて遠く深甚な謀慮をなすのでなければ、事に當面して必ず憂患があるものである。であるから、須らく思慮は當面の事よりも遠く前途に向けて居なければならぬ。(外書、下同じ)

五十四

聖人が人の過失を責めるのは常に極めて緩かである。之によつて聖人は只事の正しからんことを望むのみで、決して人の過惡を顯にする意志のないことを知ることができる。

五十五

今の郡守縣令は古の如く井田貢助の法を行つて民の生業を定めると云ふ事だけは、今の法令が之を許さないから、勝手に行ひ得ないであらう。けれども、其以外の事柄に就ては、現今法令の範圍内で爲すべき澤山の仕事がある。然るに彼等は其をしない。この點は遺憾に思ふ所である。

五十六

五十六

明道先生が縣令となつた時坐處の何處にも「民を視ること傷む如くす」の四字を書いて置いた。そして常に「自分はこの四字を行ひ得ないのを愧ぢて居る」と言つて居られた。

五十七

伊川は他人が先輩の短所を論評するのを見ると、何時でも其場で「汝等よ、其よりも彼の長所を取つて學べ」と教へた。

五十八

劉安禮(名は立之、程子の門人)

「王荊公(安石、神宗の時荊國公に封ぜらる)が政治を執つて、法を議し令を改めて新法を行つた。其處で天下の論客は極力之を批難した。丁度其時明道先生が旨を受け中堂に赴いて議事に參列した。王荊公は批難するもの對し怒つて顔色を厲しくして之に向つた。其時先生は徐ろに「天下の事は一家の私議ではない。願くは氣を平靜にして耳を傾けらるべきである」と言つた。之が爲に王荊公は愧ぢて其意見に屈したと云ふことである」(附録、下同じ)

劉安禮

「民に臨むにはどうしたらよろしいでしょうか」

明道先生

「民情が少しも蔽られずに上に達するようにすれば其で可いのだ」

明道先生

「先づ第一に己を正しくし、其後に人の不正を矯正して行くのだ」

六十

横渠先生

「一般に人の上と爲つて人を命令使役することは容易である。之に反して、下と爲つて命令驅使されるは苦しいことである。けれども、この苦しい人の下となることをなし得ないものは到底人の上となつて下を命令使役することはできないのである。其情偽に於て熟知し盡さないか

らなのである。で大抵人を使ふには其前に自分が之をしたならば、能く人を使ふことができる。

(文集)

六十一

坎(卦の名)は心が忠信誠實であるから、行つて尙ばれる處がある。即ち、たとへ外に重險(坎)かあらうとも、之に處するの心に一點の疑懼もなく誠實でありさへしたならば、何如に重險が艱難なものであらうとも、必ず之を出て、往々功あるのである。今水が萬仞の巖頭に臨んで降下せんとしたならば忽ちに降下して、其處に復た何の疑滯もない。丁度其様に唯義理のみが行ふべきものであることを知つたならば、其處に何の回避があらう。義の可なるに當つては猛烈と進むべきである。是が心享通して往々功ある理由である。(易説、下同じ)

六十二

誰でもが自分の信じた所を實行し得ないのは、若しも其が困難なことであつたならば、之を避けて怠惰を貪り、又若し其が一般風習と異つて居たならば、たとへ容易になし得ても、羞縮してしないからである。心弘く志を立てること遠大であつて、始めて世俗の非笑毀譽を顧みない

で、信ずる處の義理にのみ趨くのである。たとへ天下に對しても其道を變移すことはないのみならず、其所信を斯様に實行しても何人も必ずしも之を怪しまないのである。之に反して、自分の義理心が薄弱で、怠惰と羞縮との病弊が一方になくなつたかと思へば他方に長ずるか、或は其弊の消散する時がなく常に嚴在して居たならば、意志常に離脱として何事もなし得ないで終らなければならぬ。往昔氣節の士は、死を冒してまでもなす處があつた。敢て其が悉く義に當つて居ると言ふ譯ではないが、志氣感慨のあるものでなければなし得られないことである。況んや義理に於て既に明哲なものがどうして怠惰羞縮を事としてよからうや。

六十三

姤(卦の名)の初六に「羸豕孚蹢躅」とある。横渠先生は之を解釋して、「豕も羸せた時には日頃の躁動をする力がない。けれども、本來の性質が跳躍にあるのであるから、其性を伸し得る時には容易に伸すものである。あの李徳裕が閹宦に對する所置の如き、彼は只事態を靜息威伏すればよいと考へて居つて、小人閹宦共が餘裕だにあつたならば志を逞じくせんとし居ることを忽がせにして居つたのである。で、遂に彼等が最後の勝利を得る

に至つたのである。昭察に於て少しでも不十分な點があつたならば、其幾微を失することになるのである。

六十四

小人を教授するのでも自分を益する點がある。即ち常に自分を引締めて苟しくも進退しないのは一益である。人に教授すること數々であつたならば、自分にも一層明瞭に文義を理解することができるのは二益である。彼等に對するに衣冠を正しくし、瞻視を尊嚴にするのは三益である。常に自分の爲に他人の才能が毀傷せられはしないかを憂ひたならば、心に少しの怠惰もなし。この點が第四の益である。(語録)

2. 人の性質には種々ある。義ながあり、直ながあり、断ながあり、嚴毅ながあり、幹固な
 がある。是等は剛にして善なるものである。又猛ながあり、隘ながあり、強梁ながある。
 是等は剛にして惡なるものである。又慈なるものがあり、順なるものがある。是等は柔にして
 善なるものである。又懦弱ながあり、無斷ながあり、邪佞ながある。是等は柔にして惡
 なるものである。是等は皆一方に偏したものである。其中庸は和であり、過不及なく節に合致す
 るものである。此は天下の達道であり、聖人のみが能し得る處である。で、聖人は教を立てて

近思錄 卷之十一

凡二十一條

教學之道 (教學)

癡溪先生

人の性質には種々ある。義ながあり、直ながあり、断ながあり、嚴毅ながあり、幹固な
 がある。是等は剛にして善なるものである。又猛ながあり、隘ながあり、強梁ながある。
 是等は剛にして惡なるものである。又慈なるものがあり、順なるものがある。是等は柔にして
 善なるものである。又懦弱ながあり、無斷ながあり、邪佞ながある。是等は柔にして惡
 なるものである。是等は皆一方に偏したものである。其中庸は和であり、過不及なく節に合致す
 るものである。此は天下の達道であり、聖人のみが能し得る處である。で、聖人は教を立てて

人を教導するに、先づ其惡を變じて善に移らしめるのである。けれども、又其は中ではない。で、更に人をして過不及のない中庸に至らしめて始めて止めるのである。(通書)

二

伊川先生

古の人は子供が生れて、其が能く食ひ、能く言ふようになるに之に教育を施すのであつた。大學の教育法にも、事に先立つて豫め教育するのを最先の急務とした。一體幼少の時は知識思慮共に未だ主とする處がない。であるから、其際に格言至論を陳べて聞かせれば、たとへ其意味を曉知しなくても、其思想が薫染して漸次に耳に盈ち腹に充つるようになるであらう。斯様にして久しく積習したならば、本來から固有する如くに其者の性質となるのである。こうなつたならば、如何に他言によつて惑はしても、其惑言を受け入れないであらう。

若し之を知慮の未熟の裡に豫め教へないならば、稍々成長して後になつては、私意偏好が心の内に生じ、衆口辨言が外部から來つて心の徳を鑠かすようになるのである。こうなつてから如何に其本性の純全を欲しても得られるものでない。(文集)

三

觀(卦の名)の上九に「觀其生。君子無咎」とあり、象に「觀其生。志未平也」とある。その程傳の解釋は斯様に言つて居る。

「君子たるものはたとへ民を治める位に居らなくても、人は其人の徳を觀て儀法とするからして、自ら慎省して其出す所の言語動作を苟くもしてはならない。其言行が君子たるに相當して居て、始めて一般人は其望む所を得て之に感化されるのである。民を治める位に居らないからと言つて、決して安然として意を放にし、無爲であるべきでない。」(易傳)

四

聖人の道は天の如くに高遠なもので、衆人の知識と懸隔すること甚だ遠いのである。門人弟子は聖人に親炙して始めて益々高遠なことを知るのである。けれども若し到底及びも附かないようであるならば、趨望の心がなくなることになる。で、聖人は常に俯して低きに就いて人を教へるのである。出ては公卿入つては父兄の長者上者に事へ、親族の喪に臨んでは敢て勉めないでは居られないのは、君子の常行に過ぎない。酒の爲に其性を亂されないのは卑近の中にも尤

も卑近なことである。然るに聖人が己を之に處く所以は、唯に資質の下なるものを勉思企及させんとするばかりでなく、資才の高邁なものも亦至近な事でも之を輕易しないようにさせるが爲に外ならない。(經說)

五

明道先生、

子弟の中の輕俊な者を道に到達させたいと思ふならば、只管六經を學び且思念することだけを教へて、決して詞賦文章を作らしめてはならない。子弟等よ、種類の如何を問はず、凡百の玩好は皆人の志を奪ふものである。札簡に書を習ふことは儒者の仕事に最も近い事柄ではあるけれども、一向に其に専心したならば、之も亦志を喪失さすものである。王羲之、虞世南、顏真卿、柳公權等は、なる程立派な人々である。けれども、斯様に書を善くするものどもが、果して道を知つて居たか否かを曾て考へて見たことがあるかどうか。平生の精力を専此一面に向けて居れば、唯に時日を徒費するのみではなく、道を修めるに於ても妨害となるのである。以て凡百の玩好が志を喪失させるものであることを知るに充分であらう。(遺書、下同じ)

六

胡安定が嘗て湖蘇二州の教授となつて居つた時、其處に治道齋と云ふ講堂を創置した。門人學生の内に治道を講明しようとするものは、茲で其を講じさせた。治道と云ふのは、治民、治兵、水利算數の如き其である。或時彼は「劉彝は善く水利を治める達人だ」と言つた。其後復び政治に掌はつた時には門人共は果して水利を興して大に功があつた。

七

凡そ論を立て言を述べる場合には、深い意味を涵蓄させたいものだ。したならば徳を知るものが其を見て満足すると同時に、徳のないものも其を見て意味の不明の爲に惑ふことはないであらう。

八

教へられるものは、其教へられる事柄の旨趣を理解しなければ、進んで其を學ばうと願ひはしないものである。歌舞を教へんとする場合に、古詩三百篇の如きは皆古人の作であり、就中關雎の類は家を正しくするの始めであるから、之を郷人に用ひ國人に用ひて日々聞かせるのであ

るが、これ等の詩は其言簡潔で意味極めて深奥であるから、其を理解するは普通人に取つては容易なことではない。随つて進んで學ぼうと欲するに至らないのである。それよりも別に詩を作つて、童子に教ふべき洒掃應對から長者上者に事へることまでを簡單に歌ひ込んで、朝夕之を歌はしたならば、其意味を理解して進んで學に至る一助となるであらう。

九

子厚(張橫渠)は第一に學生に禮を教て居るが、之は非常に善いことである。何となれば之によつて先第一に學者が據つて守る處を知得するからである。

十

學者に話をするのに、其相手の學者がまだ到達して居らない義理を話して遣つても、彼は唯にその聞いたことに深徹しないのみならず、反つて、其を輕視して了ふものである。

十一

舞と射は其人の誠の程度を確然と示すものである。で、古に於ては人を教育するに、何時もこの舞と射によつて誠の徳を成し遂げさせたのである。否其よりもつと卑近な洒掃應對の事か

らして、直ちに聖人の作事に到ることができるのである。

十二

幼子に對して誰くなくと示教するより以上のことは、どんなことでも其は取りもなほさず聖人の事を以て教へて居るのである。事に大小の別はあつても、理に大小の別はないからである。

十三

子夏は「君子の道は孰のことを第一に傳へ習はせ、何れのことを後に充分教へるか其順序を考へる」と謂つた。先生は之を解釋して、

「君子が人を教へるには順序がある。先づ第一に小なこと卑近なことを傳へ、其が充分行へて始めて大なこと高遠なものを教へるのである。決して眞先に近小なことを教へるだけで、後に至つても高遠なことを教へないのではないのである。」

十四

伊川先生、

經傳を口講する方法も古の教育法に従つてしなければ、學者を輕薄に流れさせ易いのである。

學ばんとするものは現代の如く先生の口授を聞くのみでなく、心を潜め慮を積んで優游涵養し、自分から務めて自得するようにすべきである。今日の如く一日にして説き盡して口授する方法は學ぶものの血にも肉にもなるものではない。漢代に於ては董仲舒が帷を下して弟子に講誦したと云ふことであるが、講誦したと言つても、必ずしも現時の如く書物を講授したのではない。

十五

古は八歳に小學に入り十五歳に大學に這入つた。が、其才能が教育するに足るべきものだけを選んで在學させ、不肖者は之を農畝に歸還させた。思ふに彼等に對しては農から士への轉業を許さなかつたのである。けれども、學校に於ては學業を修めて農事を修めないものであるから、致に至つて復び農に歸ることなく士となるのである。在學中の資用に就て、士大夫の子供は何の憂もないのは當然であるが、庶人の子供でも必ず手當があつた。古の士は十五から大學に這入り、四十の聲を聞いて仕へる時まで丁度中間二十五年の間勉學を續行した。この間少しも利に誘はれることがないのであるから、其志の向ふ處は推して知るべきである。善に向ふより外

はないのである。古の人は實に斯様にして徳を成し上げたのであつた。然るに後人に至つては童稚の間から己に汲々として利に趨く意がある。どうして善に向ふことができよう。であるから、古の人は必ず四封になつて始めて仕へさせたのであつた。斯様にして始めて志意が一定不動になるのである。尤も衣食の爲の營をするのは却つて害はない。けれども利祿の爲に誘はれるのは人を害すること最も甚しいのである。

十六

方今天下に有才の士が可成澤山にあるが、道學が天下に明達して居ない爲に、折角有才の士も其を完成する手段がないのである。一體古に在つては「詩に興り、禮に立ち、樂によつて成熟した」のである。現代人はこの一つも持つて居ない。どうして材を完成することができよう。古の人が詩に對するのは、丁度今人が歌曲に對すると同様であつた。閭巷の童稚の如きものでも皆其説を習聞して其意義を曉知して居つた。であるから、詩に興起することができたのである。然るに後世に至つては老師宿儒の如きものでも其意味を曉知し得ないのである。どうして一般學究書生を追責することができよう。こふ云ふ譯で詩に興起することができないのであ

る。又古禮は既に廢絶してしまつて人倫は亂れ、小にしては家を治めるに至るまで殆んど總て皆法度がない。現代人はこふ云ふ譯で禮に確立することができないのである。又古の人は歌詠によつて其性情を養ひ聲音によつて其耳目を養ひ、舞蹈によつて其血脈を養ふたのであつた。然るに現今には其一つもない。こふ云ふ譯で樂によつて成熟することはできなくなつたのである。古に於ては才能を成熟させることは容易であつたが、現今に於ては仲々困難なことである。

十七

孔子が門人を教育する場合に、相手の心が困知讒詰して少しの手引を與へてやりさへすれば、直ちに理解し得るまでになつて居なければ、啓示を與へなかつた。又口は言はんと欲するまでに熟して、少しの手引を與へさへすれば直ちに言ひ得るまでになつて居なければ、其解を開發して遣らなかつた。是は思ふに心に於て口に於て其までに素地の熟して居るものでなければ、たとへ啓發を與へても確實に理解することはできない。充分に素地が熟して始めて沛然と了悟することができるからであらう。で、學に向ふものは順らく深思すべきである。師は弟子が深思熟慮しても會得し得ない時に始めて彼の爲に説明を與へてやれば其で充分である。けれども、

唯初學者に對してだけは、進んで彼等の爲に、問に従つて説いて聞かせなければならぬ。でなければ其事を理解し得ないのみならず、質問を好む心を閉止させてしまふ憂があるからである。

十八

横渠先生、

恭敬と持節と謙讓とを盡して禮を明かにするのは、仁道の至極であり愛道の極致である。先づ自分から勉めて禮を明かにするのでなければ、人を導いて材を成就させるに由ないのである。のみならず、道を弘めることもできず、教を成すこともできないことになるのである。禮を明かにするのが最先の急務である。(正義)

十九

學記(禮記の篇の名)に「教へたことを學生が理解したか否に無頓着にどしどし進めて行つて、學生が眞摯な誠實を用ふる餘地をなくし、結局其材能を充分發揮させないで終つて了ふ」と謂つて居るが、充分に識得しないのに更に進み、まだ曉知しないのに更に他事を告げるのは、只

事を繁雜にして不明の點を多くするだけで、何の効果もない。材能を發揮させず、識得したが
客かに無頓着であり、學生の誠實を用ふる餘地なからしめるのは、皆無秩序な教授法である。
一體人を教へることは極めて困難なことである。何處までも其人の材能を發揮するようにした
ならば、其人を誤ることはない。其が爲には其人が到り得て居る力量を見極めて後之に教へな
ければならぬ。聖人がこの明察力を持つて居るのは、恰かも包丁が牛を解體するに當つて、骨
肉の隙間を悉知して其餘地に刃を挿入して、彼の腦裏に個體としての全牛なきが如くである。
一體何人の材能でも元來爲すに足るものである。が、唯其誠實を用ひないから、隨つて其材能
を發揮することができないのである。只管勉強して無妄な進教に追隨するものにどうして誠を
用ひることがあり得よう。(横渠禮記説、下同じ)

二十

右の小兒は實に善く何事によらず、敬したのであつた。例へば長者が彼等と提携したならば兩
手を以て長者の手を捧持した。長者が彼等に問ふた時には、必ず口を掩ふて對へたのであつ
た。思ふに、少しでも事を尊敬しないものは、とりも直さず其心に忠信が缺如して居るからで

ある。であるから、小兒を教へる場合には安詳と恭敬とを先にしなければならぬ。

二十一

孟子は「小人が位に居つても敢て責むるに足りない。政教が擧らなくても敢て非しるに足りな
い。只大徳者を得て君の輔臣として君心の非を正しくさへすればよい。其が最も緊要なこと
である」と謂つた。唯に君心の非を格す場合のみでなく、朋友學者の間柄に至るまでも、若し相
手の議論が自分の其と異つて居つても正面から其を強て計較しようとししないで、唯相手心を整
理して之を正しい道に復歸させたならば、大いに補益する處があるであらう。(横渠孟子説)

近思錄 卷之十二

凡三十三條

改過及人心疵病（警戒）

一

廉溪先生
仲由（字は子路）は人が自分の過を忠告して呉れるのを聞いて喜んだ。そして自ら修養を務めた。其
令名は窮まりない程である。然るに現代の人々はたとへ過があつても、其を他人が規諫して呉
れるのを喜ばない。丁度疾病に罹り乍ら醫者を忌むようなものである。否其のみでなく、其身
を滅亡するに至つても尙悔悟する處がない。噫實に嘆すべきである。（通書）

二

伊川先生

徳善を日々に積んだならば、福祿は自然に日々に臻るものである。徳が祿よりも踰へて居たならば、たとへ受ける所の祿が如何様に重厚であらうとも、過ぎて居るとは謂へない。之に反して祿が其徳よりも踰へて居るならば、受ける祿が如何に輕薄であらうとも、其に勝へることはできない。況んや祿が隆盛であるに於ておやである。古より隆盛なるものの喪敗は、必ず無道者自身から招いたものでないものはない。(易傳、下同)

三

豫樂に對しては、心が之を説樂するから自然に其に停滯して、遂には耽戀して底止することができないようになるのである。豫(卦の名)の六二の爻は中正を以て自守し其耿介石の如くである。豫樂に耽戀しないで、之を去ることの速いことは、日の終るをも俟ない程である。であるから、「貞正で吉である」と謂つてある。一體豫樂には穩氣に且久しく處るべきでない。久しかつたならば感溺するようになるのである。この二爻は實に幾微を見て作つものと謂ふべきである。思ふに性質が中正であるから、其操守が堅固で辯知することが早く悅樂を去ることが速かなのであらう。

四

人君が危亡を招く道は悉く一樣ではない。種々の理由によつて危亡するのである。が大部分は豫樂に耽るからである。

五

聖人は必ず極盛の時に當つて警戒をする。之に反して一般人は其極盛の時に警戒することを知らないからして、安富に狃れては驕侈をするようになり、舒肆を樂しむでは、紀綱を亂壞し、禍亂を忘れては、僣孽が生ずるようになるのである。即ち其に漫淫するからして亂の至るのを知らないのである。

六

復(卦の名)の六三の爻は其性が陰躁であり乍ら動搖の極點に位して居るから、頻りに善に復歸しようとしても、常に善を固守することができないのである。一體善への復歸は、復歸してから安固であるのを貴ぶのである。頻りに復歸して又頻りに失敗するのは、復歸の安固ならざるものである。是は危険の道である。聖人は善に遷るの道を開き其復歸を認めて居るが、屢々失敗する

のを危うんだ。であるから、爻の辭に「厲ういけれども咎はない」と言つてある。随つて屢々失敗するからと云ふので善への復歸を抑制してはならない。頻りに失敗するのは危いけれども、如何に屢々善に復歸せんとしても、其事に自身には何等の過咎はない。過咎は失敗にあつて、復することには在るのではないからである。

七

睽(卦の名)(離るる意)の最究極即ち上九まで行届いては、拂辰となつて、他と和合することは困難である。陽剛を以つて最究極爻に位しては、躁暴となつて、頑迷となるのである。離即ち明の最究極に居つては、過察となつて、疑惑する處が多い。睽の上九の爻は六三と云ふ正應があつて、本來は孤獨ではない。然るに前述の如き才性を有つて居るからして自分自身から睽孤となるのである。斯様な人は親族の黨與を有しながら大低の場合に自分自身からの疑猜によつて勝手に乖離する人の如く、たとへ骨肉親黨の間にあつても常に孤獨なのである。

八

解(卦の名)の六三の爻辭に「負且乘、致寇至貞吝」とある程傳の解釋はこう言つて居る。

「物を負ふ程の小人であり乍ら君子の正位を竊んで居る。如何に勉めて正事をして、氣質が卑賤で本來斯様な上位に居るべきものではない。であるから、結局は吝かであるのである。」
「けれども若し彼が大いに正しかつたならばどうですか」

伊川先生

「大いに正しいと云ふことは、この陰柔者の能くし得る處ではない。若し之を能くしたならば、其は化して君子となるであらう。」

九

益(卦の名)の上九に「莫益、之或擊之」とある。程傳の解釋はこう言つて居る。
「理は天下に普遍的な法則である。利は衆人の等しく欲する所のものである。苟しくも其心を公平にして、其正理から脱することがなかつたならば、衆人と利益を共同にして人を漫陵しない。随つて人も彼と事を共にせんと欲するに至るのである。然るに若し利を好むに切で利己に蔽はれ、自分一人の利益のみを求めて人に損害を蒙らせたならば、他人も又彼と力争するようになる。他人は彼を益することを肯んじないで、擊奪するものが出て來るのである」

十

艮(卦の名)の九三に「艮其限、列其夤、厲薰心」とある。程傳の解釋はこう言つて居る。「一體止まるの道は宜しきを得るを貴ぶのである。然るに行止共に宜しき時を以てし得ないで一箇所に固着してこの様に堅強であれば、世に處して人と乖戻し、物と睽絶するから、其危厲は殊に甚しい、一體一隅にのみ固着して、しかも世を擧げて己と與にするものがなかつたならば、己一人艱蹇忿畏して、心を焦慮さすことになる。斯様なものにどうして安裕があり得よう。」厲うして心を薰ず」と云ふのは、この不安の状態が其心を焦燥するのを謂つたのである。

十一

一般に心の悦ぶがままに行動したならば、どうして正しさを失はないことがあらう。(易歸妹の傳)

十二

男女の間には尊卑の序があり、夫婦には夫倡婦隨の道がある。これは不變の常理である。然るに若し情に徇ひ欲を肆にして、唯心の悦びにのみ随つて行動し、男は欲に牽引されて其剛性を

失ひ、女は悦びに徇れて其從順を忘れたならば、必ず凶であつて利する處はないのである。

(易兌六五傳)

十三

舜の如き聖人であり乍らも、尙巧言令色を畏れた。それ程に巧言令色は人を感はし、人心に喰ひ入り易くて懼るべきものである。

十四

天下の大洪水を治めるはこの上もない大任務である。至公の心を以て己の私智を捨て、他人に聽從して天下の謀議を合するのでなければ、到底其成功は覺束かない。王命に方ひ衆と違背するものの能くし得るところでない。鯀は固より九年の久しい歲月を以てしても尙功を成し遂げることができなかつた。けれども、其治績は到底他人の及び得る處ではない。ただ其仕事が幾分成功をしかけた爲に、自任すること益々強く、衆人に拂戻して違背すること益甚しくなり、天下、公議は彼から隔り、遂に人心が離反したのであつた。斯様にして彼の缺點が益々顯れ、卒に功を成し遂げることができなかつたのである。(經說)

十五

君子は居敬によつて心の内に一點の邪惡を存しないようにするのである。あの微生高は或人から醜を乞はれた時、之を隣人に乞ふて與へた。是等は其枉げた點は極めて微細であるけれども、直を害する點は反つて甚だ大である。

十六

何人でも慾を有つて居たならば、剛直であり得ない。剛直であつたならば、決して慾望の爲に屈せられることはない。

十七

「過失と云ふものは各其人の心の修養の程度に類似するものである」(論語里仁篇)君子は常に重厚に失し、小人は常に輕薄に失するものである。君子は仁愛に過ぎ、小人は殘忍に過ぐるものである。

十八

明道先生

富貴を以て人に驕るのがよろしくないことは言ふまでもないが、學問によつて人に驕るのも亦細小な害惡ではない。(遺書、下同)

十九

徒らに事を推則億度するのを明智としたならば、遂には駭々として他人が我を詐くと揣摩し、他人が我を疑ふと億則するようになってしまつてしまつてあらう。

二十

一般の人々は飲食衣服の如き外物に就ては事々物々美善を盡さうとする。が、反つて只一つの身體と精神に就ては敢て美善を盡さうとしない。苟且にも外物の美善を欲する時には、却つて自家の身心が粗末にされて居るものであることを知らない。

二十一

天理に昏い所の人は、其人の嗜欲が亂著して居るが爲に外ならない。莊子が、「嗜欲の深い人は、天理を識ることに於て淺いのだ」と云つた。莊子の言葉ではあるが、この言は非常に正し

し。

伊川先生

機械變詐の事を久しく覺へて居ると、其が心に反映して必ず機械變詐の心が生ずるようになるものである。思ふに其覺る時に當つて其に興味を牽かれて喜ぶ。既に喜んだならば、心の内に種子を蒔いたようなもので其心の生ずるを防ぐことはできないからである。

二十三

猜疑の病弊を有つて居るものは、事の到來する以前に已に心に疑端を惹起する。好んで事に執着する病弊を有つものは事の到來する以前に事に執着する端が心に起きるのである。この兩者は何れも病弊なのである。

二十四

事の大小を問はず只理のみを目標とすべきである。然るに事を行ふに當つて只管事の大小のみを較べて理の大小を較べなかつたならば、遂には尺を枉げて尋を眞直ぐにすると云ふ功利の見到に擒へられるようになる。

二十五

小人小丈夫の微賤者も之を卑下しるべきでない。彼等とても性は不善ではない。只氣質に局し利欲に蔽はれて居るだけである。斷然として進んだならば君子となり得るであらう。

二十六

たとへ事其物は天下の爲にする公事であつても、若し私意を以つてしたならば、其は一私事であつて公事ではない。

二十七

未だ道に通達しない中に役人となつて官に即いたならば、其が爲に道に對する志を奪はれるのである。

二十八

驕と言ひ吝と云ふのは、根本的には、其人の氣力の溢滿して居るか不足して居るかから來るのである。で、若し其人が吝であるならば、財の上に於て不満足を感じるのみでなく、事の上に於ても不満足を感じるのである。凡百の事々に不満足を感じて、必ず顔色にまでも滿されない

色が現れるのである。

二十九

まだ道を知らない人間は丁度泥酔者のようなものである。酔ふて居る時には勝手にどんな振舞でもするが、一旦醒めた時には其所行を恥ぢ入らないものはない。まだ學問修養をしない人は、自分の所行を完全無缺であると自任して居る。けれども一朝學問を修めて後前日の所行を反省すると、其無謀を駭き且懼れるのである。

三十

刑七(前に出づ)が言つた、

「自分は毎日三度自分の思惟言行を點檢します」

明道先生が之を聞いて

「斯様なことを言つて自負して居るのは、實に思ふべきことであるはい。點檢する以外の時は、一體どんなことを思惟し言行して居るのか。思ふに曾子の三省は常に反省する意味であるのを文字通り三度と誤解して居るのであらう。この様なことでは眞に反省點檢をして居るのでない

ことが解る。」

と言つた。のみならず、彼には他人の顔色を伺察して迎合的な話をする風があつた。で、明道先生が之を責めた。そこで刑七は

「そうしなければ、他人と話を合せて行くことができないではありませんか」

明道先生

「話を合せて行くことができなくても、話しをしなければならぬのか」

三十一

構渠先生

學者でありながら禮義を捨てたならば、飽食して其日を送り、無爲に暮して一生を終り下民と少しも選ぶ處はないであらう。其仕事は衣食の間宴游の樂以上に踰へないであらう。(正業)

三十二

衛鄭の音楽は悲哀の調を帯んで居て、人の意志を沈滞させるのみならず、怠惰の意志を誘起し、其が爲に靡淫の心を招來するものである。珍玩奇貨は其始に當つては人を感じさせること

衛鄭の音楽程に甚しくはない。けれども漸次に限りない嗜好心が生じて来るものである。で孔子は「鄭聲を禁絶して耳に近づけないようにせよ」(衛靈公篇)と云はれた。これは其害毒が如何に大であるかを經驗せられたからである。まだ聖人だけがよく物の爲に心を移されないのである。(横渠禮樂説)

三十三

孟子が「君子は不易の常道に歸るだけだ」(孟子盡心下)と云つて、特に其を郷愿の事を述べた後で言ふたのは、郷愿なるものは仁義忠信の大なる者が根本に確立して居ないから、心中に於て初から主とする處がなく、只右左を顧視し人の思惑を氣にして只管其に違背しないことばかりを務めて身を終るものであるから、特に君子の爲すべき處を明示せんが爲なのである。(横渠孟子説)

近思錄 卷之十三

凡十四條

異端之學(異端)

一

明道先生

楊朱墨翟の學の害惡は、申子韓非子の害惡よりも一層甚しい。又佛教と老子の學の害惡は楊墨の其よりも一層甚しいのである。と云ふのは、楊朱の學説は利己を主張して居て、一見儒教の義の意味と似て居る。墨子の學説は兼愛を主張して、一見儒教の仁の意味と似て居る。申子韓非子の學は淺陋で一見明瞭であるから人を迷はすことはない。孟子が只楊墨の非を鮮明にするに力めたのは、彼等二子の學説が、世を惑はすことの甚しいものがあるからであつた。佛教と老子の學は其説く處非常に理に近い、到底楊朱墨翟の學の比ではない。隨つて其害惡も尤も甚

しいのである。楊墨の害は、既に孟子か力めて之を扶揚して廓如として明かになつた處であるが、佛老に至つては既に其人がない深く懼れて之を絶たなければならぬ。(遺書、下同)

二

伊川先生、

儒者たるものは常に仁と云ふ正道に心を潜めて少しも差誤があつてはならない。と云ふのは、始めに當つてはそれが微少であつても、終りには救止することのできない程甚しい誤になるからである。あの『師(子張の名)は仁道に於て過ぎたるものである。商(子夏の名)は及ばざるものである(論語先進篇)』と云ふのも、子張は僅に厚きに過ぎ、子夏は僅に至り及ばなかつたのである。が、然し餘り厚きに過ぎるときは漸く兼愛になり、餘りに至り及ばないときは漸く楊朱の爲我になるのである。かように其始めに於ては過不及は共に儒者のものであり乍ら、終には異端の楊墨に至るのである。尤も楊朱墨翟とても孟子の言ふが如くに、其主張が自分の君主を無視し、自分の父を無視するまでには至つて居ない。只孟子は彼等の主張の窮極は其處に至るようになると云ふのである。で、思ふに其初に當つての僅の差誤も終にはこの様な重大な差誤と

なるのであるから、心を正道に竊めてたとへ些の差誤でもあつてはならないのである。

三

明道先生。

道以外に物があるのでなく、又物以外に道があるのではない。道を離れて物はなく。物を離れて道はない。で、天地の間適くとして道でないものはない。父子と云ふ事實に即ては、父子親しむと云ふ所に道がある。君臣と云ふ事實に即ては、君臣の間を嚴にすると云ふ所に道がある。夫婦長幼朋友と云ふ事實に至るまで、其處に道のないものはない。この道は人たる以上須臾も離れることのできるものではない。したならば、人倫を破壊し身心を離れて寂滅を求め佛敎が道に戻拂すること遠いものであるは言を待たないのである。

一體「君子は天下の萬事に對して、自分に豫めこうしよう、あははしなないと決めては居らない、唯義の在る處にのみ従ふのである」(論語里仁篇)若し豫め自分にこうしよう、あははしなると決めてかかるならば、其處に道と疎隔する處が生ずる。随つて本然の性を盡したとは言へないのである。あの佛敎にも恭敬によつて心を直ほくする點はある。けれども義によつて人た

るもの言行を方正にする點は全然缺如して居る。で佛教の戒法を守ると云ふ一隅に固滯するものは枯槁死灰となり、頓悟疏通したものは放肆になつてしまうのである。この點が佛教を狹隘と云ふ理由である。吾儒教の道は之に反して本然の性に從つて其法則を守ることだけである。この道理は聖人が易に於て備さに述べて居る。

四

佛教は生死の輪廻を怖れて之から離脱せんことを求める。これは一個の私意の爲の工夫である。どうして之を公道と謂ひ得よう。又只頓悟の上達のみを希求して、下學すると云ふことをしない。下學のない上達は眞の上達ではなく、虚妄に過ぎない。其間何の連屬もない。斯様に間斷のあるものは道とは謂へない。孟子が「心の全體を能く極め盡した人は、心に具はる理を窮め知るのである」(孟子盡心上)と云つたのは、佛教の所謂識心見性なのである。けれども「心を存し性を養ふ」の一段の行に至つては、佛教には全然其事を説いて居ない。のみならず、彼佛教徒は「家を出て獨り其身を善くする」を當然の事として言つて居る。是等はとりもなほさず道體に背いて本然の性を害つて居る。

或人「佛教に於ける地獄の説などは、凡て下根の人を恐れさせて善をさせようとする方便に過ぎないのである」

明道先生。

「天地を貫通する程の至誠を以てしても、尙人を感化させることは困難である。然るに僞教によつてどうして人が感化されようや。」(以上明道の語)

五

學問をする士は釋氏の説に對しては、須らく淫聲美色の如くに之を遠けるべきである。でなければ、屢々然として心の中に喰ひ入るであらう。顔淵が邦を治める方法を問ふた時に、孔子は先づ第一に二帝三王の道を以てすべきを告げ、次に鄭聲を禁絶し、佞人を遠離すべきを戒めたのである。即ち「鄭聲は淫らであり、佞人は危殆である」(論語衛靈公篇)と言はれた。この佞人なるものは只一邊辯才のあるものを言ふたのに過ぎない。それすらも自分に取つては危険なものである。と言ふのは、一邊の佞も人の心を能く移すからである。禹に至つては「何ぞ巧言令色を畏れようや」と言つて、巧言令色に對して畏れると言ふ語を用ひて居る。と言ふのは、斯

様に戒慎しても尙それから免れ得ないのを恐れたのであつた。で、佛教に對しては常に恐れて戒めなければならないことは言ふまでもない。須らく之を屏絶すべきである。自分の學に於て確信する處があるようになってからは、たとへ其書を読んでも之が爲に迷はされることがないであらう。

六

人と物とを問はず總ての萬有が一體であると謂ふのは、萬有が等しくこの天理を有して居ると云ふ點から來るのである。「天地の間の萬有は生々して窮まる所がない。之を名づけて易と云ふのである」。で人も物も同様にこの易の生を受けて居り、又この天理を完全に所有して居るのである。か様に人も物も同様に天理を有して居るのであるが、人は智力によつて之を自覺するに反して物は稟けた氣が昏濁である爲に之を自覺しないのである。けれども、物でもこの理を有して居ないと斷することはできない。一般の人は自分自身を中心として考慮するが爲に、萬物一體の道理を見得し得ないで、小見に停滯するのである。で、自分自身を放出して之を萬有の一體として他と同列に置いて見たならば、活然としてこの道理を充分に見得るであらう。

佛教ではこの萬物一體の理を識らないから、自家の身上に就て意圖を起して、自分の一身をすらも如何ともし得ないで、反つて之を厭惡して、六根(耳目口鼻身意)六塵(色聲香味觸法)を盡く除き去らんことを要めて居る。又根本の心が確立して居ないので、反つて諸の所有を空にして枯木死灰の如くならうと要めて居る。けれどもこの様なことができ得る道理がない。もしそれをしようとしたならば、死ぬより外はない。で、實際を言へば佛教では、其身を愛着して居るからこそ、其説く所の様に身を放擲し得ないで、反つて煩多の説をなすのである。之を譬へれば、負敗の小蟲が己に軀不相應に大きなものを脊に載せて動き得ない程であつても、更に進んで他物を採つて軀に着けると同様である。又石を抱ひて河に投身して、石の重量の爲に愈々深く沈んでも、石を投出さないので自分の重さを嫌ふと同様である。

七

精氣を導引るす養生法を語る人があつた。この人が伊川先生に問ふた。

「貴方も何か養生の術を行つて居ますか。」

伊川先生、

「自分は夏は袷を着、又は袷を着る。饑ては食物を攝り、渴しては飲み、嗜欲を節して心氣を動搖させないようにする。たゞこれだけのことをして居るだけである」

八

佛教では陰陽晝夜死生古今と云ふ。天命の流行を知らないで、之を輪廻と謂ひ幻妄と謂つて居る。たとへ彼等が形而上の事を謂つたとしても、どうして其が聖人の其と一樣であり得よう。

九

佛教の説に對して、若し其所説を探究して其長所だけを攝取しようとする態度に出たならば、其所説を充分に探究することのでき得ない先に、化して佛教歸依者となつてしまふであらう。で、斯様な教を説て居る其心は果してどんなのであるかと佛教の説て居る具體的事實に就て考察を廻らすべきである。一體其心だけを攝取して俱體的事實の實行をしないと云ふことは全然不可能である。王通(文中子)が魏徵に對して「心と其が表れた俱體的事實とは別種のものである」と言つて居るが、其は亂説である。到底でき得ることではない。であるから、實際に行つて居る俱體的事實に就て、聖人の説く處と如何に異つて居るかを斷定するのが一番安全な方法であ

る。合致して居る點があつたならば、敢て佛教に求めなくても、吾道に既固有して居るのであるから、吾道に求むべきである。合致しない點は取るべきでないことは言ふまでもない。斯様に立脚地が確立して居たならば、却つて極めて簡明で少しも迷ふ處はない。

十

問「神僊に關して説かれて居ることは、實際にあり得ることでしょうか」

伊川先生

「白日に空中に羽化飛昇することなどは、全然あり得ないことである。けれども、山林の間に幽居して身體を養ひ氣を鍊つて、年を延べ壽を増すことは實際にあることである。譬へて言へば、一鑪の火、之を風中に放置したならば、忽ちにして燒散するが、之を密室に閉置して置いたならば容易に燒散し盡さない。丁度其と同じ道理である」

又問「揚子(名は雄、字は子雲、漢の人)は「聖人は神僊を師としない」と云ふのは其採る道が彼此異つて居るからである」と謂つて居ります。一體聖人は年壽を増益する僊の事をしますかどうですか」

伊川先生

「その様なことをするのは天地の間の一賤である。造化の機密を竊むものでなければ、どうして年壽を延ばし得よう。若し聖人が之を行ふを肯じたのならば、周公孔子の聖人が之を行つたであらう。斯様な利己の爲の小技は聖人の爲すを肯んじない處である。」

十一

謝顯道が佛教の所説と吾儒教の所説との同似點を列舉して伊川先生に問ふた。先生は

「たとへ同似點が多からうとも、其本領が既に彼此異つて居るのであるから、他は一齊に差異して居る。同じきに似て實は異つて居るのである」(外書)

十二

横渠先生。

「佛教では天命の性を妄りに億度して空と述べて居る。随つて天性の活動を裁成して道德律を定めることを知らない。のみならず、性と天地とを切り離して只六根のみが天地に基いて居ると考へて、遂に天地日月を以て幻妄として居る。明智によつて洞察し得ないからこの誣説をな

したに過ぎないのである。即ち一身六根の細節に蔽はれて天性の活^{ハタラク}を知らず、虚空と云ふ粗大な説を樂んで其志を溺らして居るのである。

この點が大を語り小を語るにも、流通して其中を失して居る所以である。即ち大に過ぎては、六合を塵芥として居り、小に蔽はれては、人世を夢幻として居る。これを理を窮め性を盡す道と謂ひ得ようか。六合を塵芥とするのは、天地に窮極があると考へるからである。人世を夢幻とするのは、人世の由て來る所を知らないからである。(正蒙、下同)

十三

大易には道に就て有とか無とかを謂はない。有無を言ふのは老子以後の諸子學の陋見からである。

十四

浮圖では鬼を論じて「人は死んでも、其精神は不滅で更に他生を受けて循環輪廻する」と謂つて居る。其が爲に遂に斯かる輪廻を厭苦して之から離脱しようと求めるのである。是で果して鬼の理を知るものと謂ひ得ようか。又人生を以つて浮生幻化であると考へる。是で果して人を

知るものと謂ひ得ようか。のみならず、元來天人は一物であつて、理の外に物はないのである。然るに佛教では人を棄て天理を求めて居る。天を知るものと謂ひ得ようか。孔孟の謂ふ所の天なるものは、彼れが謂ふ所の道であるとし、或ものは又吾所謂の遊魂離魄の變を指して、彼の所謂輪廻であるとして居る。實に思はざるの甚しいものである。其兩者は全然異つた思想である。大學に「先づ天徳を知るべきである。天徳を知つたならば、聖人を知り鬼神を知る」と謂つて居るではないか。今浮圖の論を要約したならば、生死流轉は道を得なければ免れ得ないと確言するのである。之をしも悟道と謂ひ得ようか。

斯様な佛教が熾に中國に傳はつて、儒者も未だ聖學の門牆を窺知し得ないが爲に、佛教に引かれてしまつて、其間に淪胥して、之を指して大道とした。そこでこの風俗が廣く天下に擴まつて、善人も惡人も知者も愚者も、男も女も奴も婢も、凡ての人が之を信するに至つた。のみならず英才俊氣の人もこの間に生れて流俗の見聞恬習に溺れ、長じては俗儒崇尙の言を師とするようになり、遂に冥然として遂に異端の爲に驅られて、「聖人は何等の修養を待たないで到達し得られ、大道は何等の學習を待たないで知り得られる」と謂ふて居る。斯様に聖人の心を識らない

で居ながら、必ずしも其迹を求めるに及ばないと謂つたり、或は君子の志を知らないで、必ずしも其文を事として學ぶに及ばないと考へること、これが原因となつて、遂に人倫が明瞭を缺き、庶物が不明になり、政治が忽になり、徳が亂れるようになったのである。たとへ非異の言論が如何に喧しく稱へられても、上に其偽を妨ぐべき禮がなく、下に其弊を稽へるべき聖人の學がない。古から詖淫邪遁の論が翕然として並び興つたのであるが皆暫くにして亡びた。けれども、佛教だけは其間に於て盛に行はれること千五百年の久しきであり、其勢力も大である。であるから獨立して懼れず、精一にして自ら信んじ、大いに人に過ぎた才能を有つて居るものでなければ、どうして其間に正立して是非を較べ得失を計り得ようや。

近思錄 卷之十四

凡二十六條

聖賢氣象（聖賢）

一

明道先生

堯と舜とは其間に少しの優劣もない。けれども湯王武王に至つては堯舜と同等ではない。其間に優劣の差がある。孟子は「性のままなものと、努力によつて本性に復るものとある」と謂つた。古來この様な差別を説いたものはない。孟子のこの差別によつてのみ、吾々は堯舜は生れながらにして知り何等の修爲を持たない至聖であり、湯王武王は學んで能く性に復り聖人に到達した人であることを知り得るのである。文王の徳は堯舜に似て居り、禹の徳は湯武に似て居る。之を要するに熟れも皆聖人なのである。（遺書、下同じ）

仲尼は萬有に周流して涯涘のない元氣の様な徳を有つて居た。顔子はその氣象溫和で春生の如くである。孟子は凜烈嚴厲の氣象があつて、秋霜烈日の氣象を盡く現して居る。

仲尼は完全な道徳を俱へて居て包ねないところはない。顔子は恰も愚者の様に夫子の道に違ふ所がなかつた程の學を後世に示した。自然の和氣があつて不言の裏に夫子の道に化せられたのであつた。孟子は露骨に其才能を發起させた。これも當時の時勢がそうさせたに外ならない。仲尼は譬へれば天地の様であり、顔子は和風慶雲の様であり、孟子は泰山巖々の氣象である。各其言ふところの言辭を見たならばこの譬へが解るであらう。

仲尼は生れ乍らの聖人であつて、少しも努力した形跡はない。けれども、顔子には微かではあるが「努力の跡が」存して居る。孟子に至つては著しく現れて居る。

孔子は其人と爲り明快であり、顔子は豈弟であり、孟子は雄辯である。

三

曾子は一貫の旨を得て聖人の學を傳へた。其徳に至つてはどれ程であつたか後來測り知ること

はできないけれども、或は聖人の境にまで至り得たのかも知れない。あの死に際して一息尙存する間にも「自分は正しい道を行つて後斃りたい」と謂つた。姑らく單なる文字の理會から離れて其氣象を見よ。實に立派なものではないか。其所見が大である爲に氣象も立派になるのである。後人は言語に於ては立派なものがあつても、其氣象が卑しい爲に結局道に似ても似つかぬのである。

四

聖經を傳授して其精意を達失しないことは、聖人の心を深く體するものでなければでき得ないから、仲々容易な事ではない。聖人の没後百年にして既に聖人の思想の傳授に差誤が生じた。若し孟子子思が莫つたならば、聖人の道は幾んど息絶したであらう。尤も道其物は常恒不變の存在であるから決して息絶はあり得ない。只人が之を用ひないだけである。道は亡滅するのではない。幽王厲王が之に由らなかつたのである。

五

荀卿は高邁な才能を有つて居た。それだけ其所論に過誤が多い。揚雄は其才短小であつた。そ

れだけ過誤は少い。

六

荀子の所論は極めて一方的で雑駁である。只性悪の一句だけで已に大本を失して居る。揚子は性善悪混すと説いて比較的過誤は少いけれども、性なるものを知らない。斯様に性善を知らないで更に進んで人間の履行すべきどんな道を説くのであるか。人性に根據のない道は説き得ないではないか。

七

董仲舒は「事を擧げるのに其當然の義理を正しく行ふことを主眼として其利益を謀らない。又その本然の道理を明にすることを務めて、敢て其功果を計量しない。」と謂つた。斯様な態度こそ董仲舒が他の諸子に卓越する所以である。

八

漢代の儒者の中、毛萇(毛公なり。趙の人、詩を爲めて河間献王の博士となる)と董仲舒二人の如きは最もよく聖賢の意を得たものである。けれども、聖賢の道を見ること分明でない。これよ

り降つて揚雄に至つては其規模更に窄狭である。

九

林希(字は子中、進士に擧げられ官は吏部尙書翰林學士、同知樞密院に至り、徽宗に事へた)が揚雄を批評して、「彼は祿によつて下位に隠れたものである」と謂つた。けれども、後人は只彼の著書だけを見て居るからして、其儘彼を立派な人と考へたがるようである、が、どうして彼がそんな立派な人物であらう。

十

孔明は姦兇を攘除して漢室を復興しようとする王者の輔佐たる立派な志を抱いて居た。けれども、其採つた手段方法に至つては未だ完全とは言へない。一體王道の君主は恰も天地が何等の私心を有つて居ない如く、たとへ只一不正義を行ひさへすれば、天下を掌中に握ることができても、敢て其をしないものである。孔明は大いに成す所あらんとして、先主をして詐つて劉璋を取らした。即ち成すあらんとするが爲に不義を行つて顧るに暇がなかつたのである。若し聖人が此場合に處したならば、たとへ漢室を興すことができ得なくても、斯様な詐りを爲すに忍び

ないのである。と云ふのは、爲すべからざることであるからである。之に反して、劉表の子の琮は將に曹操の爲に併合されんとしたのであるから、之の領地を取つて劉氏を再興せんとしたならば、之を劉璋の所領を取らしたのに較れば、むしろ可い方法であつたのである。

十一

諸葛武侯には信義誠實を尊ぶと云ふ儒者の氣象があつた。

十二

孔明は國を治めるのに政刑併せ治めた。聖人の禮樂の政治に庶幾す。

十三

文中子(姓は王、名は通、隋唐の時人なり)はもと一隱君子であつた。世人は彼の議論を得て、更に附會して成書を爲つた。其間澤山の格言がある。荀子揚雄などの言ひ到らざる處である。

十四

韓愈(字は退之、唐に仕へて吏部侍郎となつた)も亦近世罕れなる豪傑の士である。「原道」の中

の言語に就て見るに、幾分の缺點はあるけれども、孟子から以後能く許大な見識を有つて道を尋ねた人は唯彼あるのみである。「孟子は醇乎として醇である」と謂ひ、又荀卿と揚子雲は「擇び精からず、語つて詳ならず」と斷定した如きに至つては、眞に道を見得たものでなければ、どうして千餘年の後に在つて斯様に裁然と斷じ得ようや。

十五

古の學は己の徳を治めるのを目的とした。徳が俱つて始めて其を自然に言辭に表すのであつた。然るに韓退之は之とは逆に文を修めることによつて、日々に其至らない處を求めて遂に道に於て得る所があるようになった。「軻(孟子の名)の死後は其傳統が絶えた」と云ふ語などは前人の言語を蹈襲したものではなく、又鑿空しく撰述し得るものではない。必ず見る處あつてのことであらう。若し何等の見識もなかつたとしたならば、彼が堯から舜、舜から禹と順次に傳へたと言つて居る所のものが何であるか解らなくなるのである。

十六

周茂叔は其胸中灑なること光風霽月の様であつた。で政治を爲すに當つては精密であり又嚴格

でしかも慈恕が深かった。そして道理を盡すことを務めた。(通書附録)

十七

伊川先生は明道先生の行狀記を撰述して斯様に謂つて居る。

『先生は資稟に於て既に他の人と異つて居つた上に、擴充修養に於ても優れた方法を探られた。資質は精金の如く純粹であり、良玉の如くに溫潤であつた。寛大であり乍ら規矩があり、和易であり乍ら流逸ではなかつた。忠誠は金石を貫き、孝悌は神明にまでも通ずる程であつた。人に接するに恰かも春暢の如き溫かな顔色をして居た。他人に對するには恰かも慈雨の如き潤のある言葉を以てした。其胸懷は洞然として透徹して何等の隔もなかつた。其學識の蘊蓄の深さは滄溟の際涯がないのと等しかつた。其徳は如何様な美言を以てしても形容し盡すことはできない。

先生は其行爲に於ては自分自身は教を以つて律し、他人に對しては恕を行つた。善を見ては厭惡せずに進んで行ひ、自分の欲しないことは之を人に施さなかつた。常に心を仁に置き、義を以て事を處して行つた。一言として無實の虚言はなく、行爲に前後の矛盾はなかつたのであつ

た。

先生が學を終めたのは十五六歳の時からであつた。汝南の周茂叔が道を論ずるのを聞いてからは遂に科學の業を厭ふて、慨然として道を求むるの志を抱いた。けれどもまだ其要を知らなかつた。そこで諸家の學を泛覽し、老釋の二教に出入すること幾んど十年許りであつた。其後返つて之を六經に求めて始めて得たのであつた。即ち庶物の理を明知し、人倫を更に精密に察智して其に由つて性を盡し、天道に到達するには、孝悌が其根本であり、天地の神妙變化の道は禮樂の理に由つて居ることを知つた。又異端の是に似て非なる點を辨知して、百代未見の惑を闡明した。秦漢からこのかたこの理に臻つたものはなかつたのである。

孟子の没後聖學は傳統が斷絶して居るのを見て、彼は斯文の興起を以て己の任とした。そして彼自ら次の様に謂つて居る。『聖道が闡明されないのは異端が之を害して居るからである。往昔の異端の害惡は淺近でしかも知り易かつた。然るに今の異端即ち老佛の害惡は深遠で容易に辨知し難い。それで昔の異端が人を迷はすのは、人々の迷暗に乗じてしたのであるが、今の其は人を迷はすに、高明の理に因つてする。彼等自身は其教を神明の徳を窮め變化の道を知るもの

であると謂つて居る。けれども實は天下に物を開き務をなすのに何の役にも立たない。其言議は法界にも微塵にも周徧して居ると考へて居るけれども、實は倫理を度外視して居る。如何に深きを窮め微を極めて、それによつて堯舜の道に入ることはできないのである。今天下の學者を見るに淺陋固滯な刑名術數の説や記誦詞章の習に這入らなければ、必ずこの老佛空寂の教に這入つて居る。それは皆聖道が闡明されて居ないからである。天堂地獄と云ふごとき邪誕妖異の説が競ひ起つて生民の耳目を塗り、蕩々として天下を汗濁させて居る。高才明智の士も見聞に滯り醉生夢死して自覺する處がない。是は一に正路の秦蕪と聖門の蔽塞とに由るのである。この秦蕪と蔽塞とを切開いて始めて斯文を興起し、始めて何人も道に入ることができるのである。』かくして先生は進んでは斯人を覺醒させ、退ては之を書に明かにせんとした。けれども不幸にして早世して（元豐八年六月十五日、享年五十四）終に其を實現するに及ばなかつたのである。其精微な聖道と異端との辨析に就て世に現れて居るものは、今學者の傳へて居るところであるが、それは只一少部分に過ぎない。

先生の門には門人として學ぶ者が非常に多かつた。先生の言は非常に平易であつて何人も知り

易かつた。そこで賢者も愚者も共に其益を獲たのは、恰も河に群り飲んで各自に分に応じた量を充足すると同様であつた。先生の教育法は致知から知止に至り、誠意から平天下に至り、洒掃應對から窮理盡性に至り、循々として次第があつた。で、世の一般の學者が近きを捨てて遠きに趨き、下に處つて高遠を窺ふて、輕卒に自ら大なりとして卒に何物も得る處のないのを憂へて居たのであつた。

先生は物に接するに事の是非を明辨して居た。が、非なるものに對しても敢て問てを置かなかつた。又敏感であつてしかも能く物理に通じて居た。であるから、先生が人を教へては、人は從順に先生に從つた。人を叱責しても、人は之を怨まなかつた。賢愚善惡の別なく皆其本心を得た。狡偽なものは其誠を献じ、暴慢な者も其恭を捧げた。先生の風を聞く者は誠に服し、徳を觀たものは心酔するに至つた。小人は先生の趣向が自分等の利害關係に反することから時として先生を排斥しても、退いて自己を顧みた時果して先生が君子であると考へないものはなつた程であつた。

先生は政治に當つて惡事を裁斷するに寛容で自から改めるのを待つた。煩瑣な政治を處理する

にも裕々として迫らなかつた。繁密な法令に遭遇しても、一般の役人と同様に只法令に盲順して實際を顧みないで、當面を糊塗する責任回避は未だ嘗てしない所であつた。斯様なことは障礙があつて何人も到底なし得ないことと考へたけれども、先生は綽然として處して行つた。又衆人は之を到底困難なことと考へたけれども沛然として成し遂げたのであつた。たとへ急遽な事件に遭遇しても少しも聲音を動かさなかつた。時あつて監司が非常に嚴急な態度に出ることがあつても、先生に對してだけは率ね皆寛厚であつた。斯様な譯で、事を施設するに當つて、先生は自分の意志を實行し得たのであつた、先生の作つた綱條法度は他の人も之を效ふて作ることはできたけれども之を實際に行つて人が容易に従ひ和し、強ひて求めないで人が感應し、信を施さないで民が信する點に至つては餘人の企て及ぶべからざる所であつた。(附録)

十八

明道先生

『周茂叔翁が前の艸を除去しなかつた。そこで其譯を問ふと『甞前の艸と雖も自分の意志と何の異があらう』と謂つた。』

十九

張子厚は皇子が生れられたと聞て甚だ喜んだ。又餓死した人を見ては美食を採らなかつた。

二十

伯淳が嘗て子厚と興國寺に在つて終日講論した。そして

『これより以前にどんな人等が此の場所であることを講論したのか知らん』と言つた。

二十一

謝顯道

明道先生は坐する時は泥塑人の様に端然と坐して居た。それで人に接する時は一身渾然とした和氣其物の塊の様であつた。(外書)

二十二

侯師聖(名は仲良、河東人、二程の外族にて又弟子なり)『朱公掞(名は光庭、河南偃師の人、程子の門人)が汝州で明道先生に謁見した。歸つて人に